

子育て短期支援事業の概要

目的

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

- 子どもの保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施か所の約6割が児童養護施設で実施



実施体制・実施方法

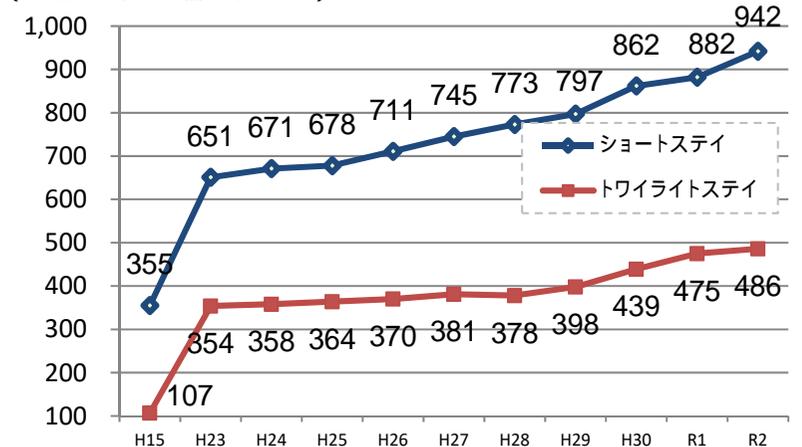
- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者に委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※国、地方ともに消費税財源

【令和4年度予算】 子ども・子育て支援交付金(1,748億円)[内閣府所管]の内数

(実施か所数・各年度実績)



乳児家庭全戸訪問事業

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

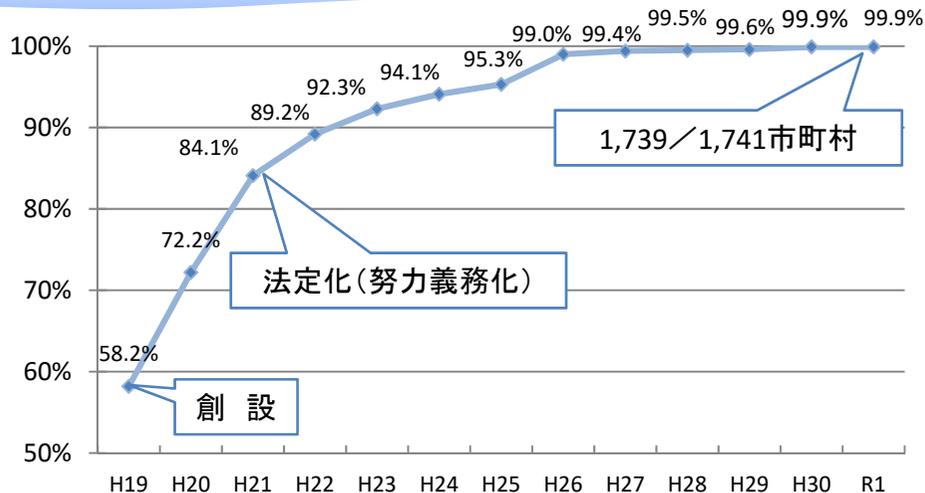
(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

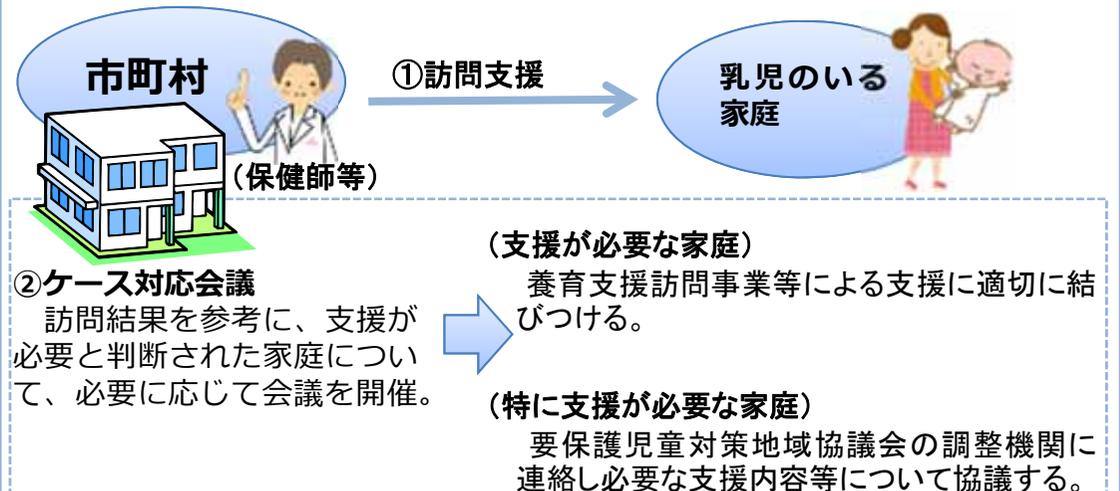
(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

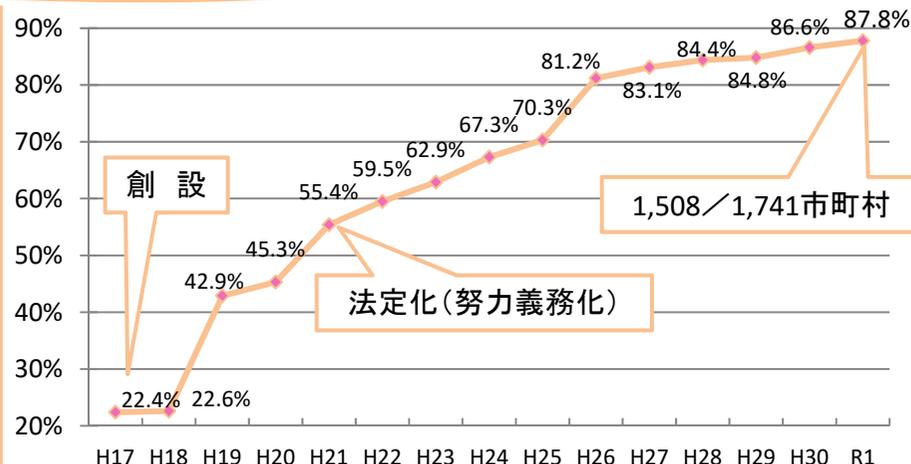
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

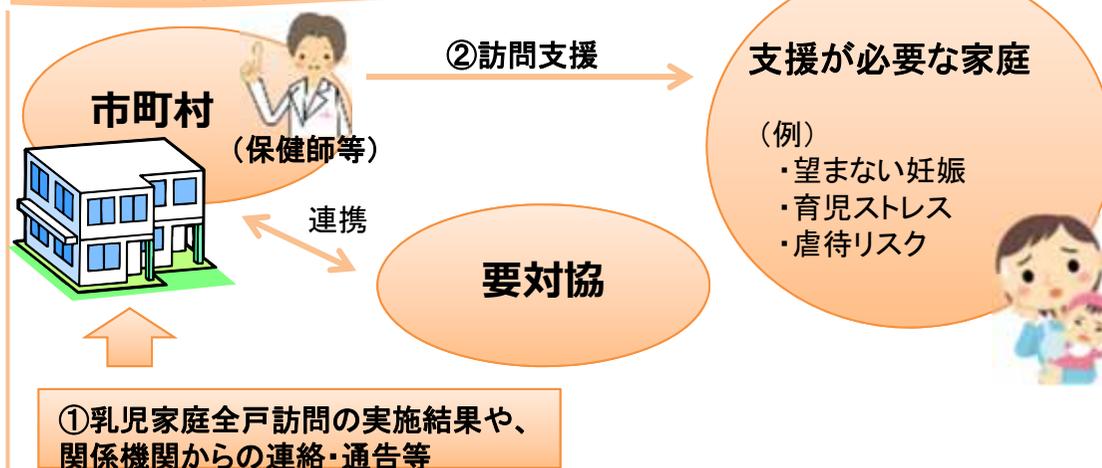
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者（事前に研修を実施）
 - ・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(概要)

1. 事業の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

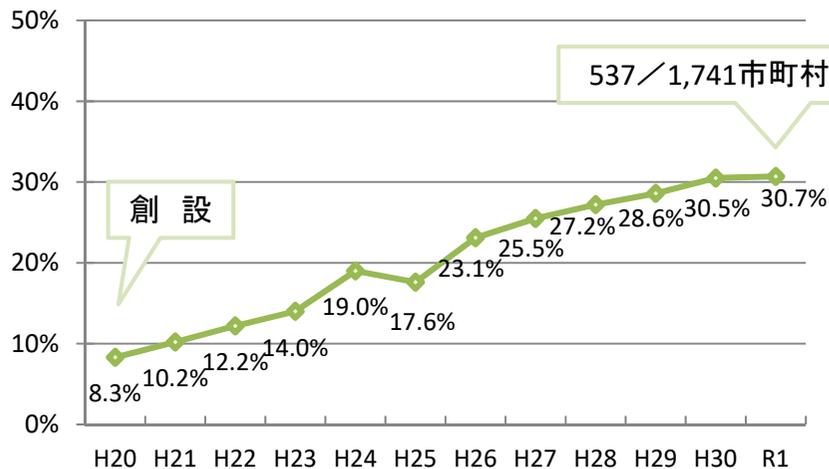
(1)調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
- ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等

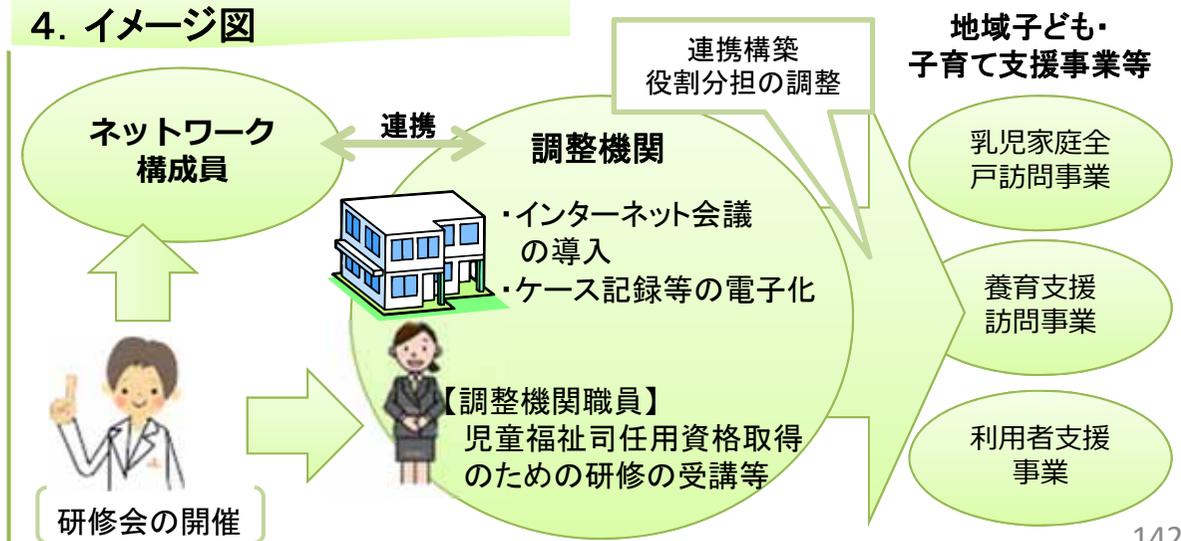
(2)ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる
場を提供



実施主体 市町村(特別区を含む)

実施か所数の推移(単位:か所数)

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
7,259	7,431	7,578	7,735	7,856

負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

主な補助単価(令和4年度予算)

【基本事業】一般型 8,398千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
連携型 3,008千円(5～7日型の場合)
(注)開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)
3,306千円(一般型(5日型)で実施した場合)

地域支援加算 1,518千円

特別支援対応加算 1,062千円

育児参加促進講習休日実施加算 400千円

(注)この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

地域子育て支援拠点

一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➤ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

➤ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算)</u> 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・<u>出張ひろばの実施(加算)</u> 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・<u>地域支援の取組の実施(加算)</u> <ol style="list-style-type: none"> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。 ・<u>配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算)</u> 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・<u>研修代替職員配置(加算)</u> 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・<u>育児参加促進講習の休日実施(加算)</u> 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う 	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</u> 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ・<u>配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算)</u> 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・<u>研修代替職員配置(加算)</u> 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・<u>育児参加促進講習の休日実施(加算)</u> 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

一時預かり事業について

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	一般型	幼稚園型	幼稚園型	余裕活用品	居宅訪問型	地域密着型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児 で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ひとり親家庭等 で、保護者が 一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 離島その他の地域 において、保護者が 一時的に就労等を行う場合	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園 認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
	設備基準					
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準を遵守 。				-	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて行う 。
	職員配置					
実施要件	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち 保育士等を1/2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。			「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準等 を遵守。	研修を修了した保育士、家庭的保育者 又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	担当者 のうち、保育について経験豊富な 保育士を1名以上配置 。担当者は2人を下ることはできない。保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。
実施か所数(R2年度)	9,223か所	7,659か所	129か所	659か所	1か所	(一般型の内数)

一時預かり事業の経過

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算）、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編。
- 平成28年度には保育認定子どもであって、特定地域型保育事業を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かる「⑤緊急一時預かり」を対象とした。
- 平成30年度には、子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児を中心とした待機児童の受け入れを推進するため、「⑥幼稚園型Ⅱ」を創設。

H25

保育所型・地域密着型（法定事業）

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型（予算事業）

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。（保育士1名以上）

①基幹型加算（継続）

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育

（私立は私学助成、公立は一般財源）

H26

【保育緊急確保事業】

H27

【新制度施行】

H28

H30

①一般型（現行事業の後継）

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士（※1）を1人以上。

- ※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
- ※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
- ※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

⑤緊急一時預かり

保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かる。

②余裕活用型

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

③幼稚園型Ⅰ

（幼稚園における預かり保育の後継）

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

⑥幼稚園型Ⅱ

2歳児を中心とした待機児童の受け入れとして実施。

④居宅訪問型（新規）

児童の居宅において一時預かりを実施。

一時預かり事業（一般型）の概要

1. 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

2. 事業の要件・方法

(1) 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など一定の利用児童が見込まれる場所

(2) 対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児

(3) 実施主体 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

(4) 職員配置

0歳児	3:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

※算出される数が1人の場合でも2人以上の配置が必要

ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることが可能。

(5) 職員資格 保育士又は研修を修了した者

※ただし、保育従事者の1/2以上は保育士とする

一時預かり事業(一般型)の概要

<基本分補助単価(1か所当たり年額)> ※1

年間延べ利用児童数	保育従事者すべてが保育士等(※2)の場合	左記以外(地域密着Ⅱ型含む)
300人未満	2,679千円	2,679千円
300人以上900人未満	3,024千円	2,907千円
900人以上1,500人未満	3,240千円	3,119千円
1,500人以上2,100人未満	4,680千円	4,505千円
2,100人以上2,700人未満	6,120千円	5,891千円
2,700人以上3,300人未満	7,560千円	7,277千円
3,300人以上3,900人未満	9,000千円	8,663千円
3,900人以上4,500人未満	10,440千円	10,049千円
4,500人以上5,100人未満	11,880千円	11,435千円
5,100人以上5,700人未満	13,320千円	12,821千円
5,700人以上6,300人未満	14,760千円	14,207千円
6,300人以上6,900人未満	16,200千円	15,593千円
6,900人以上7,500人未満	17,640千円	16,979千円
7,500人以上8,100人未満	19,080千円	18,365千円
8,100人以上8,700人未満	20,520千円	19,751千円
8,700人以上9,300人未満	21,960千円	21,137千円
9,300人以上9,900人未満	23,400千円	22,523千円
9,900人以上10,500人未満	24,840千円	23,909千円
10,500人以上11,100人未満	26,280千円	25,295千円
11,100人以上11,700人未満	27,720千円	26,681千円

11,700人以上12,300人未満	29,160千円	28,067千円
12,300人以上12,900人未満	30,600千円	29,453千円
12,900人以上13,500人未満	32,040千円	30,839千円
13,500人以上14,100人未満	33,480千円	32,225千円
14,100人以上14,700人未満	34,920千円	33,611千円
14,700人以上15,300人未満	36,360千円	34,997千円
15,300人以上15,900人未満	37,800千円	36,383千円
15,900人以上16,500人未満	39,240千円	37,769千円
16,500人以上17,100人未満	40,680千円	39,155千円
17,100人以上17,700人未満	42,120千円	40,541千円
17,700人以上18,300人未満	43,560千円	41,927千円
18,300人以上18,900人未満	45,000千円	43,313千円
18,900人以上19,500人未満	46,440千円	44,699千円
19,500人以上20,100人未満	47,880千円	46,085千円

※ 20,100人以上の場合は別途協議

※1 土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う場合には、基幹型施設として単価1,150千円を加算

※2 一日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者

一時預かり事業（幼稚園型）について（R3～）

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可） **※負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3**

【要件】

・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立）

※ 施設型給付を受ける園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。

・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども）

※ 非在籍園児の利用が少数である場合等には非在籍園児も預かり可能

・配置職員 認可保育所と同じ

0歳児	3 : 1	1・2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1	4歳以上児	30 : 1

ただし、上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、配置職員は1人で可（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）

・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

（当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）

※ ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

＜補助単価額＞

小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算	障害児単価
在籍園児 (1人当たり日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数－400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算 【長期休業期間中4時間を超えた場合】 ① 100円 2時間未満 ② 200円 2時間以上3時間未満 ③ 300円 3時間以上 【その他の場合】 ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上3時間未満 ③ 450円 3時間以上	4,000円 ※障害児には一律に本単価を適用する。 左記の利用日・利用時間に応じた単価・加算は適用しない。
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】		
	休日(土日祝等)	800円【8時間】		
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】		
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり		
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約289万円 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員の2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約144万円		

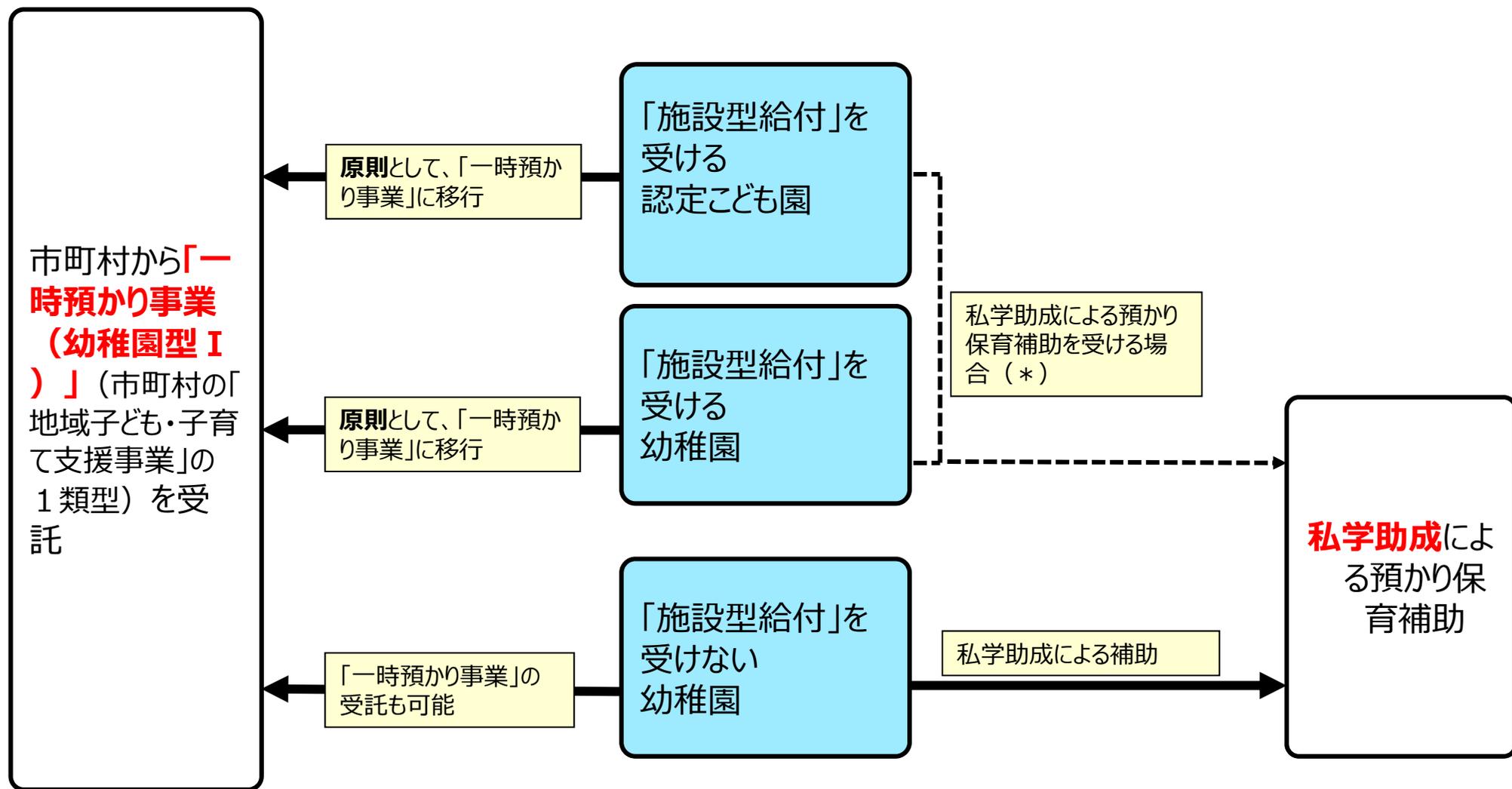
一時預かり事業（幼稚園型）の担当職員に算入できる範囲（イメージ）

- 一時預かり事業（幼稚園型）における担当職員の配置については、一時預かり事業実施要綱に規定される職員の配置に関する要件を満たす必要がある。
- 一時預かり事業の担当職員として配置基準を満たすために配置できる範囲及び一時預かり事業の補助対象経費として算入できる範囲については以下のとおり。

		平日		長期休業日		休日 ※2	
		(教育課程に係る教育時間)	(教育課程に係る教育時間外)				
			合計8時間まで	合計8時間超 ※2	合計8時間まで	合計8時間超 ※2	合計8時間まで
一時預かり事業の専任職員		○	○	○	○	○	○
学級担当職員等 ※1	常勤職員	×	△ ※3	○	△ ※3	○	○
	非常勤職員	×	○ ※4	○	○ ※4	○	○

- ※1 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。
- ※2 超過勤務・休日勤務を行う場合の人員費は、いずれの職種であっても補助対象経費として算入できる。
- ※3 人員費は補助対象経費に算入できないが、配置基準を満たすための職員として配置できる（ただし、学級担当職員については通常の教育活動に係る業務を行うことが想定されることから、学級担当職員以外のチーム保育担当職員等を中心に担当することが望ましい）。
- ※4 配置基準を満たすための職員として配置できる。人員費も補助対象経費として算入できるが、公費の二重給付とならないよう、勤務内容・時間の区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。

幼稚園等の「預かり保育」等の新制度における取扱い

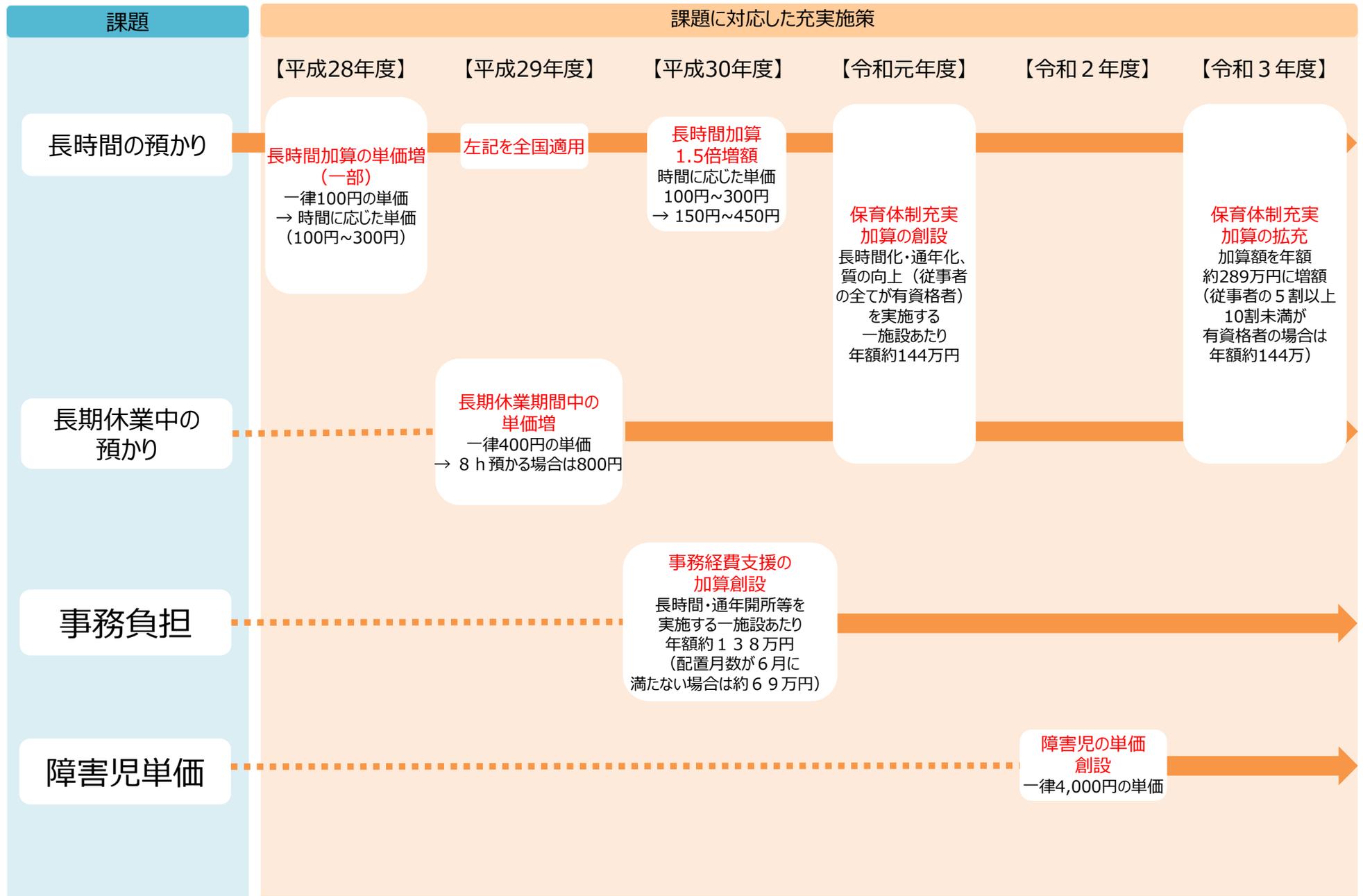


（*） 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、**一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置**（ただし、都道府県による私学助成の預かり保育補助を現に受けている園に限る）

（注1） 私学助成を受けられるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

（注2） 施設型給付を受ける幼稚園等の預かり保育等に対する補助は、市区町村の一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）により行うことが基本であること等を「施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取扱いについて」（令和4年1月24日付け事務連絡）において改めて周知。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における充実（H28～）



一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児等定期利用の制度概要【H30創設】

【趣 旨】 新子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児等の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村

要件	2歳児	0歳児・1歳児
(1)実施場所	幼稚園 ※認定こども園は対象外	
(2)対象児童	3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）	3号認定を受けた0・1歳児。なお、当該0・1歳児が誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）
(3)施設基準・保育内容	保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡ 保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日 文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。	保育室等の面積基準は、保育室：対象児童1人あたり1.65㎡及びほふく室：対象児童1人あたり3.3㎡ 保育内容は、保育所保育指針等を踏まえ、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。
(4)配置職員	児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）	0歳：児童3人につき職員1人 1歳：児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）
(5)職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） ※当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む ・ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者 ※2歳児の場合、配置職員のうちに、必ず保育士資格所有者1名を含めること。 ※0・1歳児の場合、教育・保育従事者の1/2以上を保育士資格所有者とすること。 	
(6)保育時間・開所日数・開所時間	保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保育者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。	
(7)給食	自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱等のための最低限の設備は必要。）	
(8)保護者負担	各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。	

※0・1歳児については、児童福祉法第34条の14の規定に基づく都道府県の確認にあたっては、上記の内容及び下記ア～エの点について、留意するとともに、確認は原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましい。

ア. 非常災害に対する措置 イ. 給食 ウ. 健康管理・安全確保 エ. 利用者への情報提供

【留意事項】

・認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）。

・本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の充実について（2021年度～）

新子育て安心プラン（令和2年12月21日）等を踏まえ、幼稚園が満3歳未満の保育の必要性認定を受けた子どもを更に受け入れられるよう、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の充実を図る。

1. 開設準備経費の新設

本事業に基づき幼児を受け入れる場合に開設準備経費（事業開始に当たって必要となる改修や備品購入等に係る経費）を措置する。

【措置額】 1施設当たり：400万円



2. 2歳児受入れの単価充実

①保育士資格等を有する所要の職員を雇用するための必要な経費を措置する観点から単価の充実を行うとともに、②週5日の2歳児の受入れを実施するような年間延べ利用人数1,500人以上の幼稚園については別途区分を設け、単価を更に充実。

配置職員 2歳児6：1
保育士資格保所有者1名以上を配置

【変更後の単価】

○年間延べ利用幼児数が1,500人未満の場合
基本分単価 1,850円/日 → **2,250円/日**
長時間加算 230円 → **280円**（1時間あたり）

○年間延べ利用幼児数が1,500人以上の場合
基本分単価 1,850円/日 → **2,650円/日**
長時間加算 230円 → **330円**（1時間あたり）

年間利用 幼児数	1,500人未満				1,500人以上			
	～8h	9h	10h	11h～	～8h	9h	10h	11h～
基本分	2,250円				2,650円			
長時間 加算	—	280円	560円	840円	—	330円	660円	990円
合計	2,250円	2,530円	2,810円	3,090円	2,650円	2,980円	3,310円	3,640円

3. 0歳児及び1歳児の受入れ単価創設

現行は2歳児の受入れのみを本事業の対象としているところ、保育の必要性のある0歳児及び1歳児を受け入れる場合にも本事業の対象とすることとし、年齢別に配置職員（※）の要件及び単価を設定。

（※）配置職員 0歳児3：1、1歳児及び2歳児6：1
従事者の1/2以上は保育士資格所有者

【新設の単価】

○0歳児
基本分単価 **4,500円/日**
長時間加算 **560円**（1時間あたり）

○1歳児
基本分単価 **2,250円/日**
長時間加算 **280円**（1時間あたり）

受入時間	～8h	9h	10h	11h～
基本分	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円			
長時間 加算	—	【0歳児】560円 【1歳児】280円	【0歳児】1,120円 【1歳児】560円	【0歳児】1,680円 【1歳児】840円
合計	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円	【0歳児】5,060円 【1歳児】2,530円	【0歳児】5,620円 【1歳児】2,810円	【0歳児】6,180円 【1歳児】3,090円

病児保育事業

令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度予算 1,748億円の内数

1. 事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

<事業類型>

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和4年度補助単価（病児対応型1か所当たり年額）>

基本分単価：7,031,000円

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円（※）

送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

送迎経費：3,634,000円

※ 年間延べ利用児童数50人～4,000人の加算分単価。延べ利用児童数が4,000人を超える場合は別途協議。

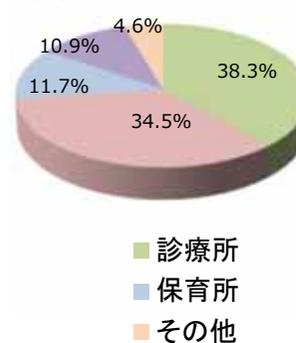
2. 実施か所数及び延べ利用児童数



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。（前年同月の延べ利用児童数を上限）

3. 実施場所

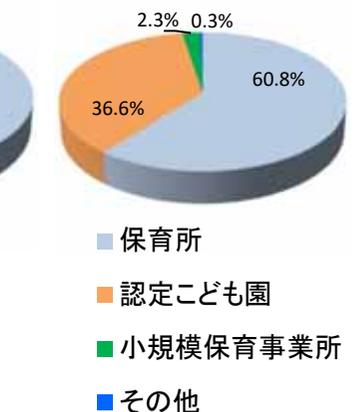
(1) 病児対応型



(2) 病後児対応型



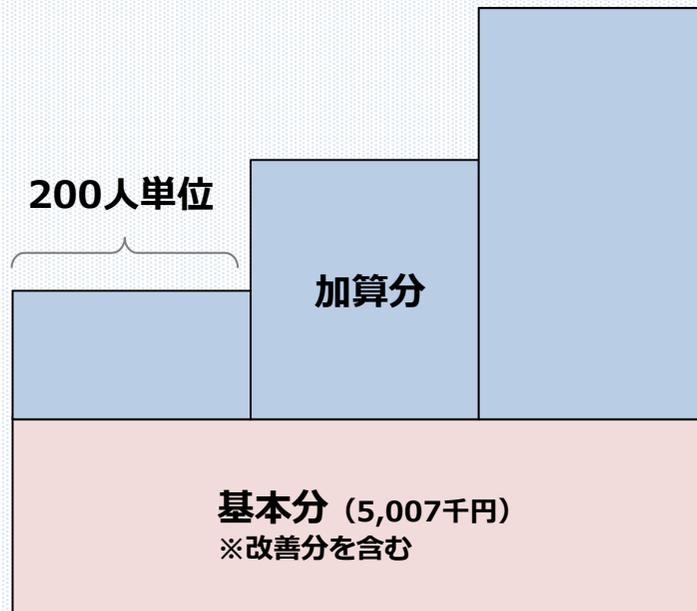
(3) 体調不良児対応型



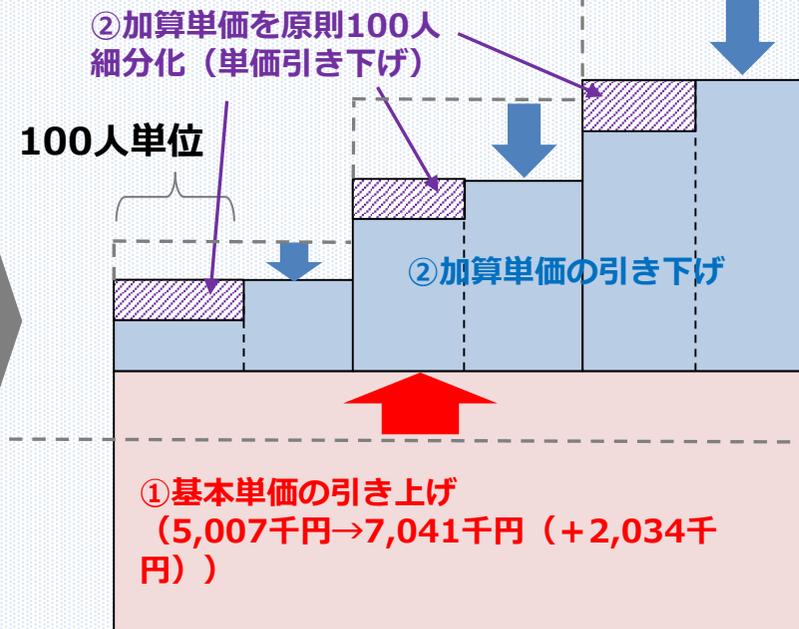
令和3年度予算における対応

- 病児保育事業の補助単価について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、**提供体制を安定的に確保する観点から、利用児童数の変動によらない基本単価の比率を引き上げるため、**
 - ① 基本単価において事業実施に最低限必要な事業費相当（看護師・保育士各1人分）を確保できるよう、**基本単価を引き上げ**（病児対応型の場合：5,007千円を7,041千円に引き上げ(+2,034千円)
 - ② 一方、基本単価の引き上げに伴い、**加算単価を引き下げる**とともに、原則200人単位で設定されている**加算単価を原則100人単位に細分化**
 (病児対応型の場合：(例) 200~399人単価4,434千円 → 200~299人単価3,000千円、300~399人単価4,000千円)

(病児対応型の場合)
【現行】



【見直し後】



事業類型毎の比較

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）	④ 送迎対応
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施	病児・病後児対応型及び体調不良児対応型について、保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院等の専用スペースで一時的に保育をする事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児	保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1人以上配置 ■ 保育士：利用児童おおむね3人につき1人以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1人以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1人に対して2人程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1人に対して、1人程度とすること等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用に自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に配慮が必要 ■ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする
実績	（令和2年度実績） 病児：1,194か所 病後児：635か所	（令和2年度実績） 1,747か所	（令和2年度実績） 6か所	—

○ **子ども・子育て支援新制度施行に伴う改善（平成27年度～）**

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2人以上配置としている実施要件を、看護師等1人以上の配置で実施できるよう改善を行う。

○ **送迎対応の創設（平成28年度～）**

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

○主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○実施市町村 令和3年度 971市町村
令和2年度 956市町村

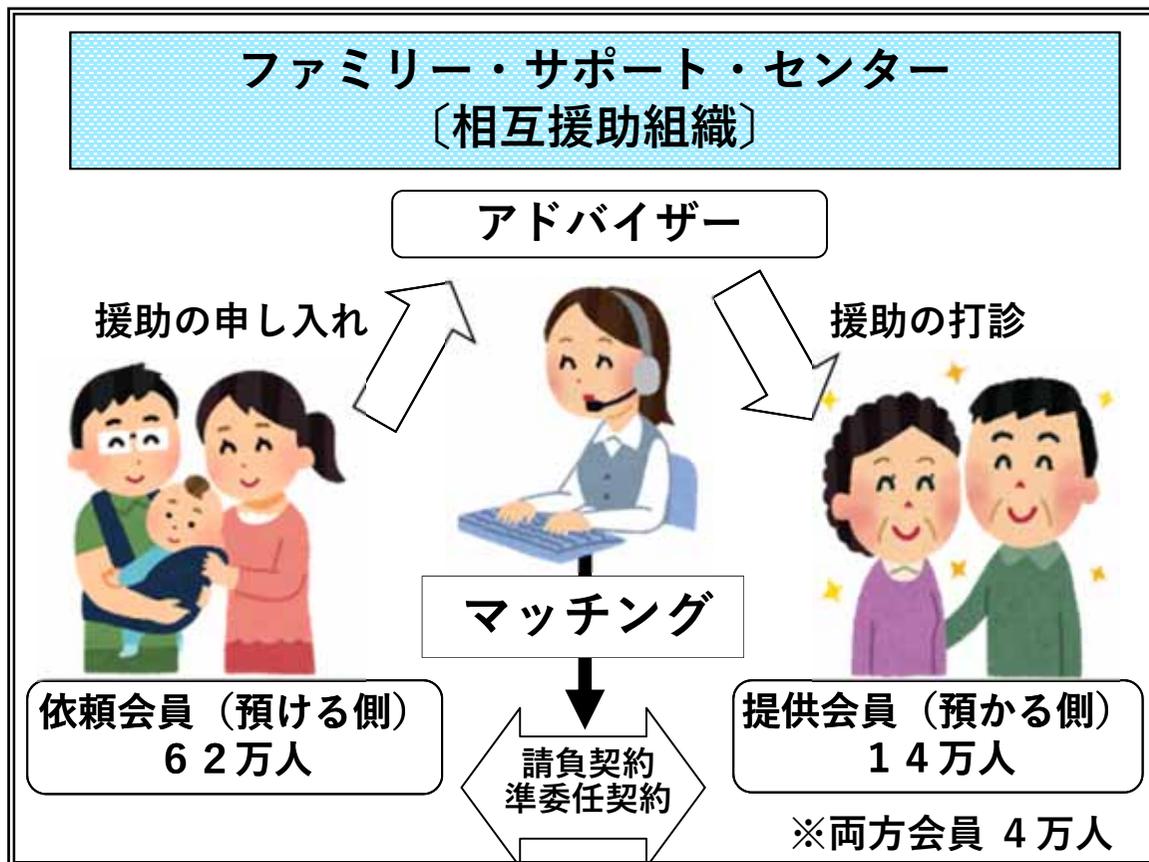
○負担割合 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○主な補助単価（令和4年度予算額）

- 【基本事業】会員数100～299人 2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数 ～59件 1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）
- 【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合 500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
- 【ひとり親家庭等の利用支援】 500千円
- 【地域子育て支援拠点等との連携】 1,500千円
- 【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【令和4年度拡充事項】

- ・基本事業及び病児・緊急対応強化事業の拡充
会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定



妊婦健康診査について



根拠

○ 母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
 - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
 - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回
- (これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(平成30年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、1,736の市区町村で実施(1,741市区町村中)

公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。
(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

(参考)

「子育て支援員」研修について

趣旨

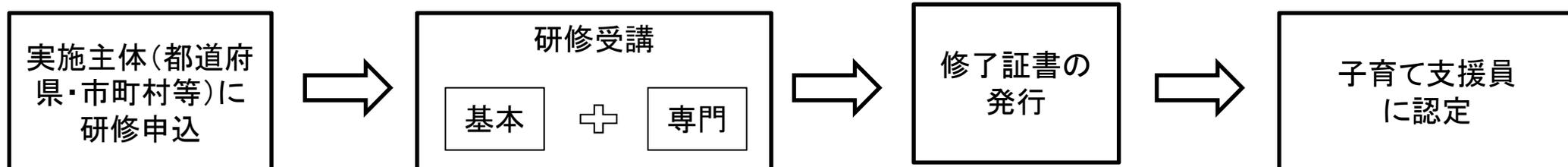
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

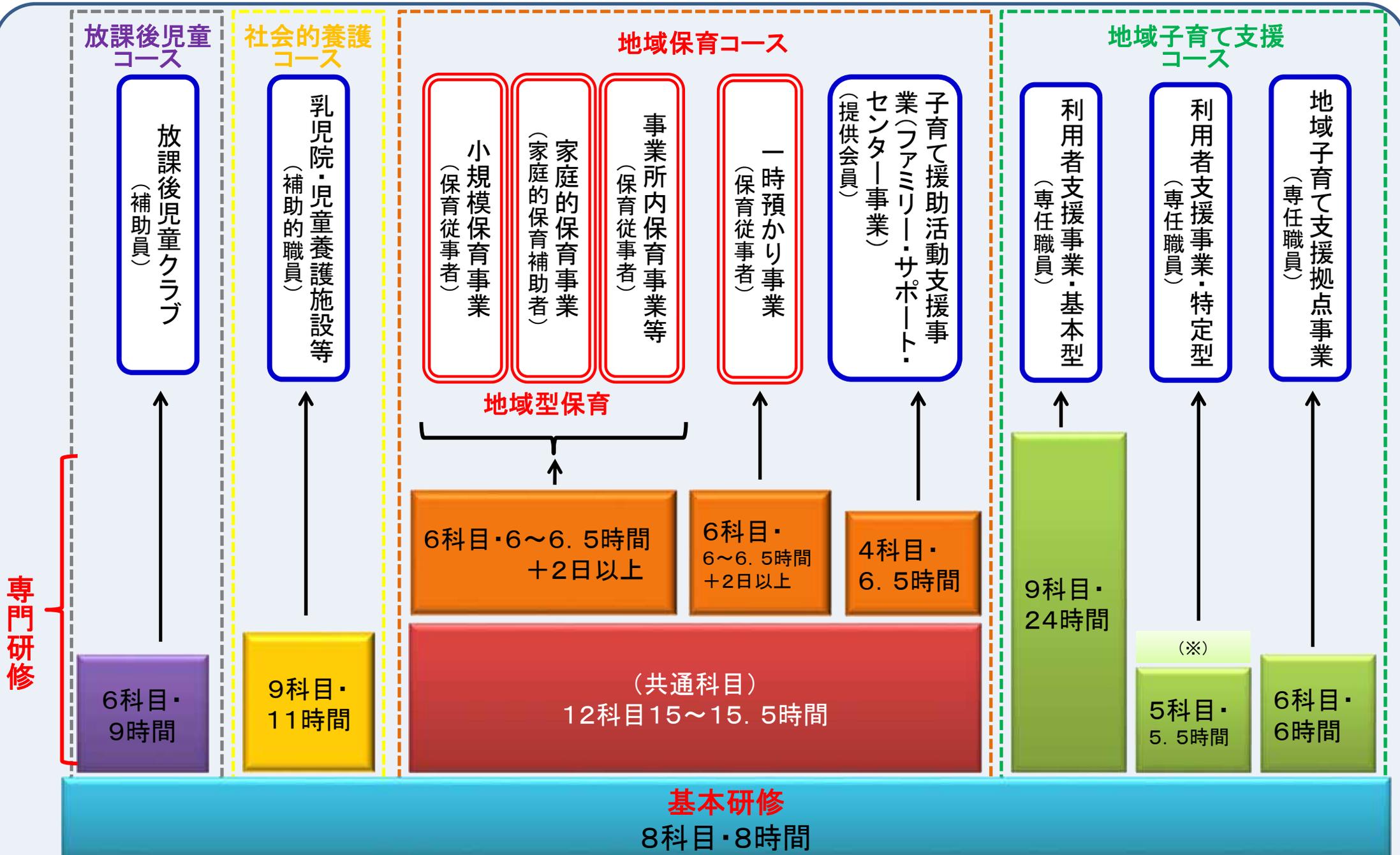
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系

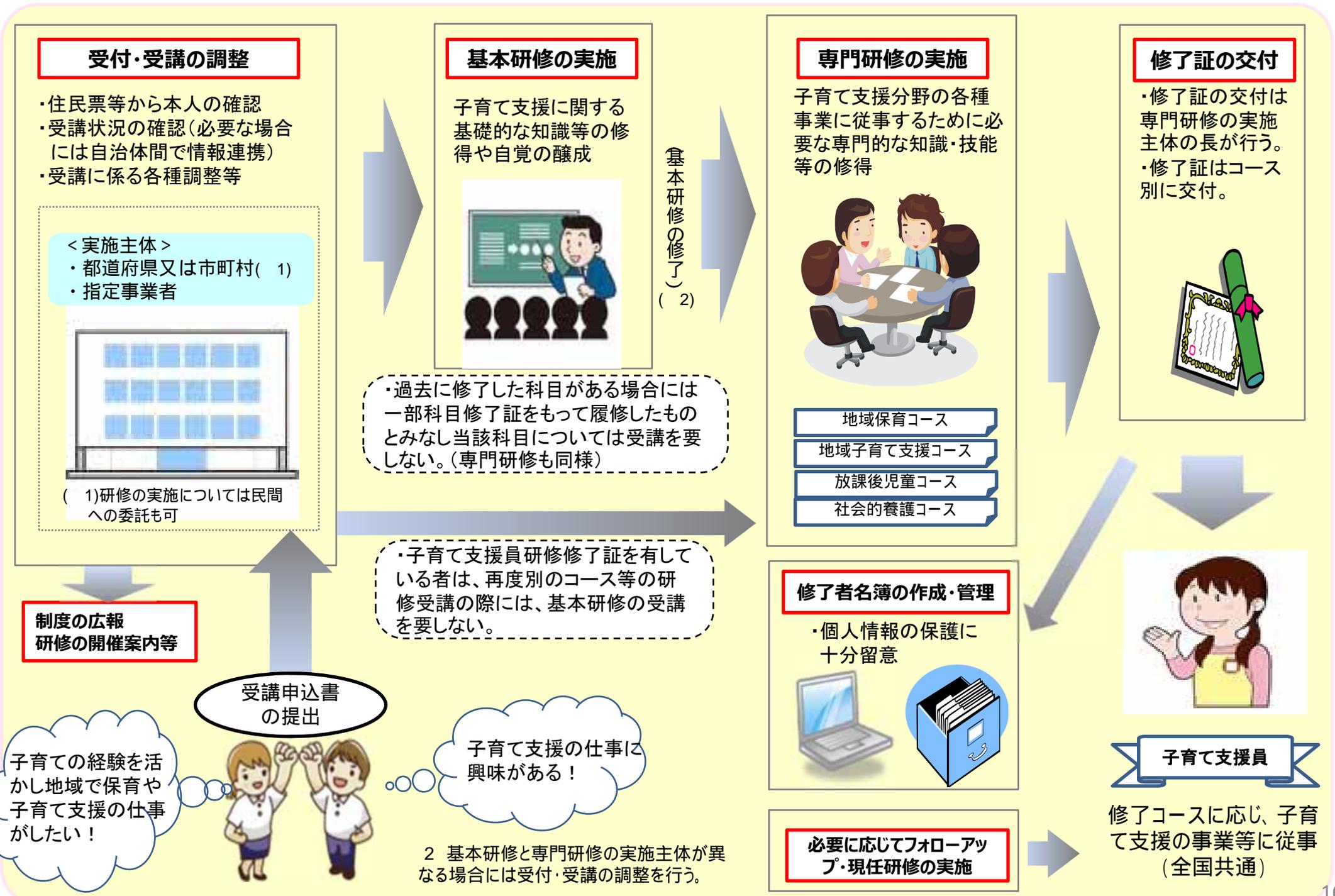


「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。

子育て支援員の認定の仕組み (実施主体の事務の主な流れ)



地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日(3②:令和3年10月1日、5:令和4年4月1日)、3③及び4③は公布日)

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 ()一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

- ～を通じ、
- ・継続的な伴走支援
 - ・多機関協働による支援を実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

.仕事・子育て両立支援事業

企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

令和3年度予算額 1,929億円 → 令和4年度予算額 1,838億円

【事業概要】

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保する見込み。(令和4年度は新規募集なし)

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能(休日・早朝・夜間等)
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

<施設定員の設定例>



○財源

一般財源ではなく、事業主拠出金を財源とする。

※ 事業主負担のみ。(労働者負担なし)

※ 厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

○実施主体、補助率

公募団体(公益財団法人児童育成協会)、10/10

○令和2年度助成決定(令和3年3月31日時点)

4,223施設 101,028人分

※ 令和2年度募集結果を受けた整備予定分を含めると4,448施設105,643人分。

○予算額の推移[単位:億円]

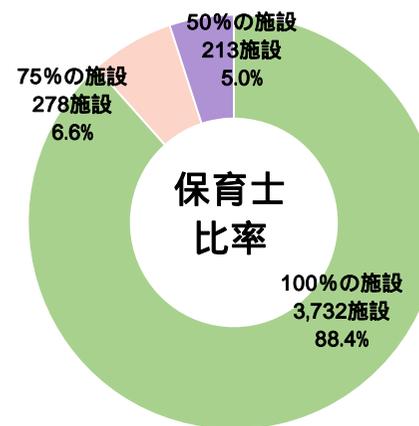
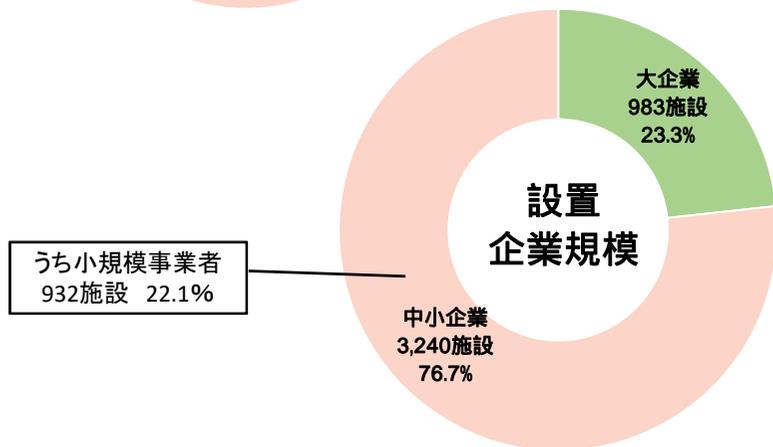
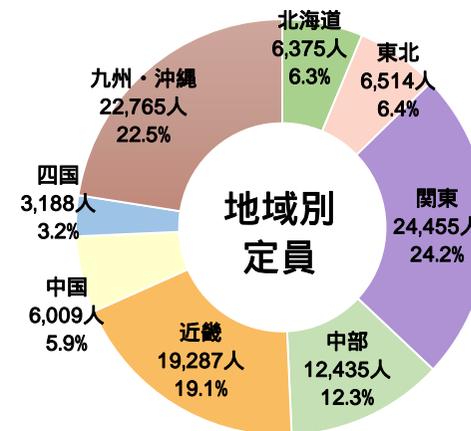
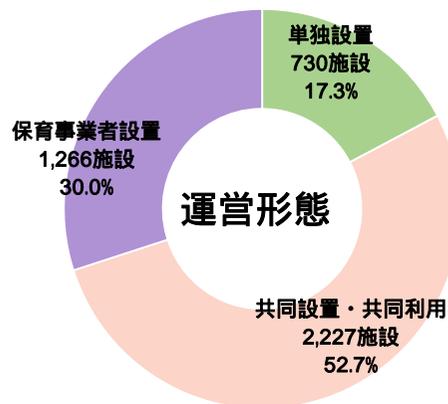
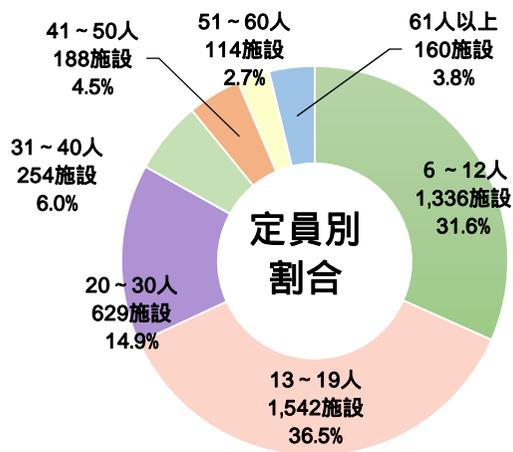
年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016
年度	R2年度	R3年度	R4年度	
予算額	2,269	1,929	1,838	

企業主導型保育事業の実施状況について

令和2年度助成決定 4,223施設、101,028人（定員）

※令和2年度募集結果を受けた整備予定分を含めると 4,448施設、105,643人

上記数値は令和3年3月31日時点。これまでの継続分含む。
【参考】令和元年度助成決定 3,768施設、86,695人分(定員)



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

【令和4年度予算額：6.3億円】

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

①ベビーシッター派遣事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。（補助額2,200円/枚）

②ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

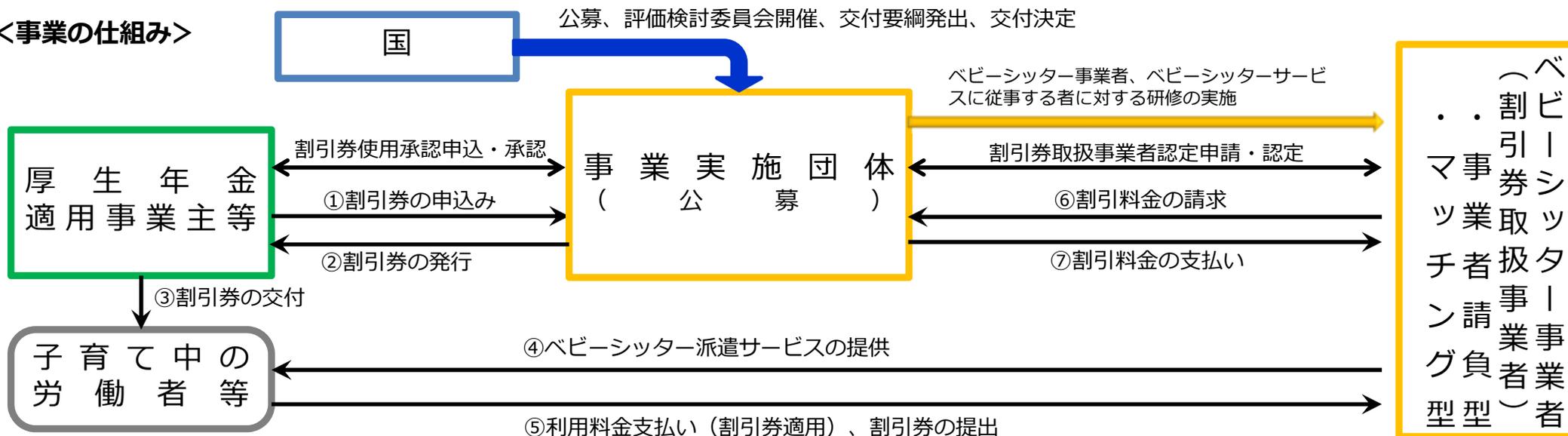
<実施主体> 公募団体（独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

<補助額（案）>

①ベビーシッター派遣事業	事業費：562百万円	事務費：23百万円
②ベビーシッター研修事業	事業費：26百万円	事務費：20百万円

<補助率> 定額（10/10相当）

<事業の仕組み>



中小企業子ども・子育て支援環境整備事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

【令和3年度予算額：2億円 → 令和4年度予算額：2億円】

【事業趣旨】

女性就業率の増加傾向等に伴う保育サービスの需要が増えていることを踏まえ、社会全体で少子化対策に取り組むべく保育の受け皿確保を進めているところ、併せて企業における子育て支援環境を整備する観点から、従業員に育児休業等を積極的に取得させている事業主に対し、助成金を支給する。

【事業概要】

企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

- * 保育所等の運営費（0歳から2歳児）の事業主拠出金の追加拠出期間（令和7年度まで）に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- ・プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定

（1つの認定につき各年度助成（要申請））

- ・くるみん認定、くるみんプラス認定

（1回の認定につき1回限り助成（認定の当年度又は翌年度に助成））

を取得している中小企業*（従業員300人以下規模の企業）

- * 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

	くるみん累計 (うちプラチナ)	くるみん [R2.4. ~ R3.3.]	(参考)企業数
大企業	2,124 (359)	123	1万1157
中小企業	1,424 (66)	113	357.8万

企業数は、中小企業庁発表（平成30年11月30日付）による。

【助成額】 50万円（上限）/企業

【実施主体】 公募団体（一般財団法人 女性労働協会）

.保育事故

教育・保育施設等における事故対策の経緯について（令和4年5月現在）

- 26年 6月 第16回子ども・子育て会議において事故の発生・再発防止について行政の取組みのあり方等を検討すべきとされる
- 26年 9月 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置
- 26年11月 検討会中間とりまとめ
- 27年 2月 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」を地方自治体宛てに通知
- 27年 6月 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表開始
URL <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>
- 27年12月 検討会最終とりまとめ
- 28年 3月 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を地方自治体宛てに通知
- 28年 4月 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」の設置
【第1回会議：4月25日開催】 【第2回会議：10月25日開催】
- 29年 【第3回会議：5月9日開催】 【第4回会議：9月7日開催】
第3回会議より検証報告のあった自治体からヒアリングを実施
- 30年 【第5回会議：2月7日開催】 【第6回会議：5月22日開催】
【第7回会議：7月17日開催】
- 7月 有識者会議 年次報告
【第8回会議：9月6日開催】
- 31年(元年)【第9回会議：2月25日開催】 【第10回会議：6月25日開催】
- 8月 有識者会議 年次報告
【第11回会議：8月6日開催】
- 2年 【第12回会議：1月30日開催】 【第13回会議：8月7日開催】
- 9月 有識者会議 年次報告
- 3年 【第14回会議：1月27日開催】 【第15回会議：8月19日開催】
- 10月 有識者会議年次報告
【第16回会議：12月20日開催】

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会について

1. 背景

子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)

平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論

重大事故の情報の集約のあり方

集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方

事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ (平成26年11月28日)

重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)、認可を受けていない保育施設・事業

・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定

・報告のルート：

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 市町村 都道府県 国

認可を受けていない保育施設・事業者 都道府県 国

「特定教育・保育施設等における事故の報告について(平成27年2月16日)」により通知

・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、平成27年6月より内閣府HPで公表(個人情報を除く)

4. 最終取りまとめ (平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取組みとして、以下のとおり取りまとめ

1. 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成

本検討会において検討された、特定教育・保育施設等における重大事故の発生防止及び事故発生時の対応に関するガイドライン等に盛り込むべき内容(骨子)を踏まえ、具体的なガイドライン、マニュアルは、別途調査研究事業において作成する各施設・事業者や地方自治体は、このガイドライン、マニュアルを参考に、各々の実態に応じて事故発生防止等に取り組む

2. 事故の再発防止のための事後的な検証

地方自治体における検証

教育・保育施設等における子どもの死亡事故等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために実施 * 検証にあたっては、プライバシー保護及び事故に遭った子どもや保護者の意向に配慮する

< 検証の実施主体 >

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業 市町村(都道府県は市町村の検証を支援)
- ・認可を受けていない保育施設・事業 都道府県(指定都市、中核市を含む)

< 検証の対象範囲 >

地方自治体・・・死亡事故、死亡事故以外の重大事故(検証を必要と判断した事例 例:意識不明等)

(施設・事業者は、上記以外の事故、ヒヤリハット事例について適宜検証を実施する)

国における再発防止策の取組

有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討・提言

- ・事故報告に基づく集計・傾向分析 ・再発防止に係る提言 等を実施

3. 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

重大事故の発生・再発防止の観点からの指導監督の効果的な運用が必要

- ・重大事故が発生した場合等、事前通告なく指導監査を実施すること等を通知等で明確化
- ・事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実

今後の施設・事業者や地方自治体の運用状況等を踏まえ、事故の発生防止等の取組みについて引き続き見直していく

教育・保育施設等における事故報告及び事故情報データベース

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間取りまとめ（平成26年11月28日）を踏まえて、

- ①「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日）」を地方自治体宛てに通知
- ②「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」を内閣府HPで公表開始（平成27年6月30日）

【①事故報告】

○報告対象となる施設・事業範囲

- ・特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- ・幼稚園（特定教育・保育施設でないもの）
- ・特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
- ・地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ）
- ・認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

○報告対象となる重大事故の範囲

- ・死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等（意識不明の事故を含む。）

報告期限

- ・国への第1報※は原則事故発生当日(遅くとも翌日)、第2報※は原則1ヶ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行う。

第1報...事故発生日時、子どもの年齢・性別、発生場所、発生状況等

第2報...事故の概要、事故発生の要因分析等

【②事故情報データベース】

○データベースの公表対象は、原則として自治体から第2報以降の事故報告とする。

事故発生の要因分析等、事故の再発防止のため有用な情報は、原則として第2報以降に記載されるため。

○プライバシーに配慮する観点から、個人情報、施設等の名称・所在地等、事案を特定されるものは掲載しない。

自治体を通じて保護者・関係者等の了解を得たものを公表。記載内容は自治体によるもので、国で修正等を加えていない。

○データベース掲載頻度は概ね3か月に1回（4半期ごと）

○公表データベース項目

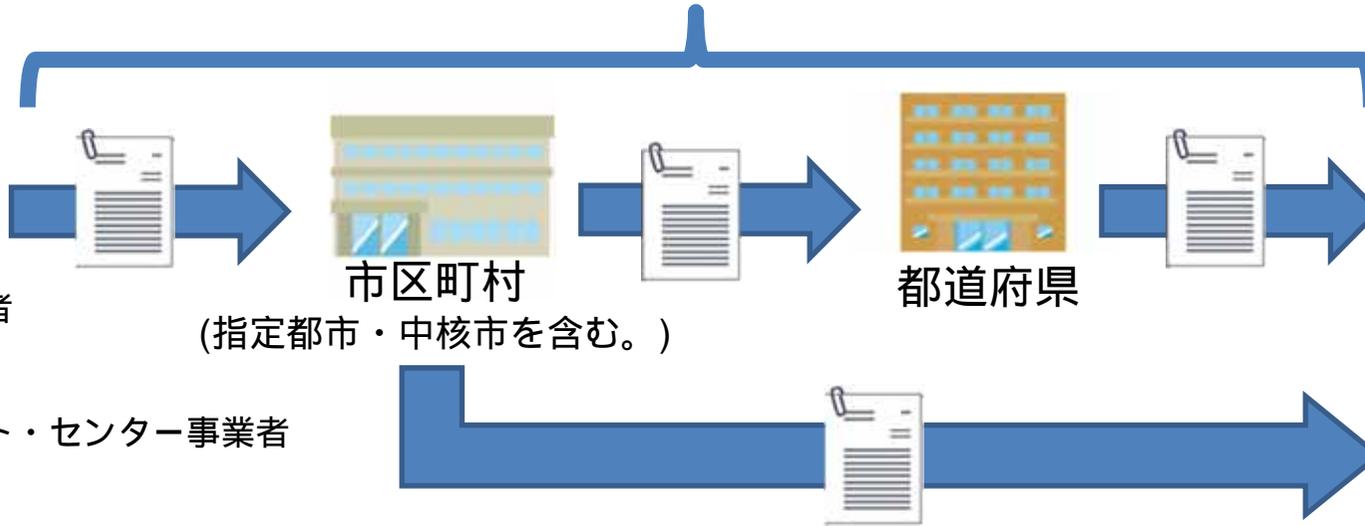
認可・認可外の別、施設・事業所種別、事故発生時期(月と時間帯)と発生時の場所・状況、子どもの年齢と性別、発生時の体制(クラス年齢・子どもの数・教育・保育等従事者数等)、事故状況(死因・負傷状況・受傷部位・診断名)、事故誘因、事故概要、事故発生の要因分析(ソフト面、ハード面、環境面、人的面)、事故発生の要因分析に係る自治体のコメント

報告の系統【1 / 3】

第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
第2報：原則1ヶ月以内程度 等



特定教育・保育施設
特定地域型保育事業者
延長保育事業者
放課後児童クラブ
ファミリー・サポート・センター事業者



内閣府・文部科学省・厚生労働省



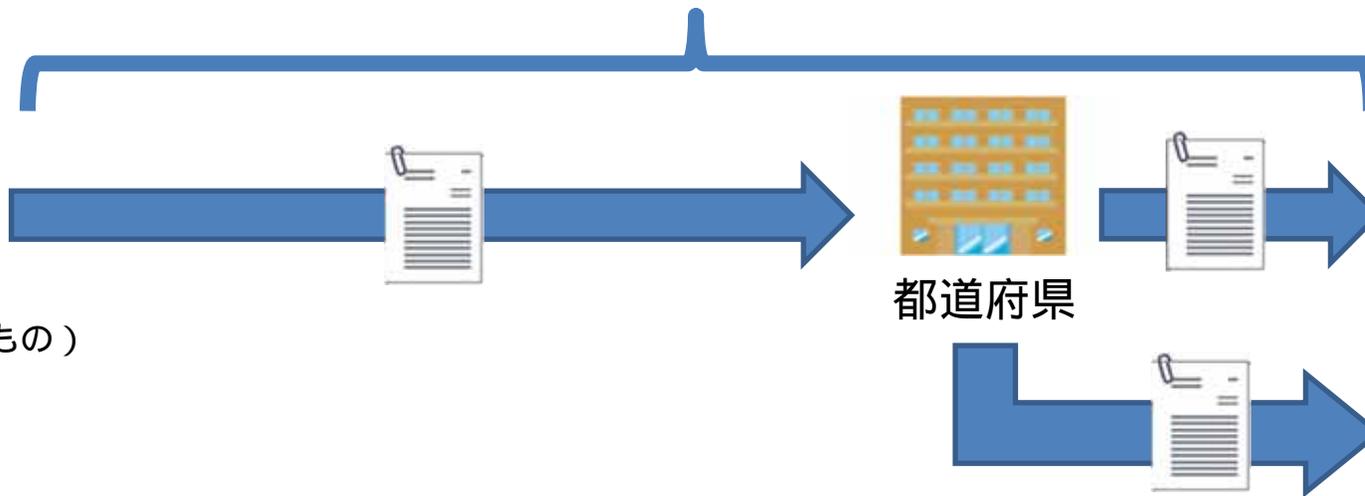
消費者庁

第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
第2報：原則1ヶ月以内程度 等



幼稚園

(特定教育・保育施設でないもの)



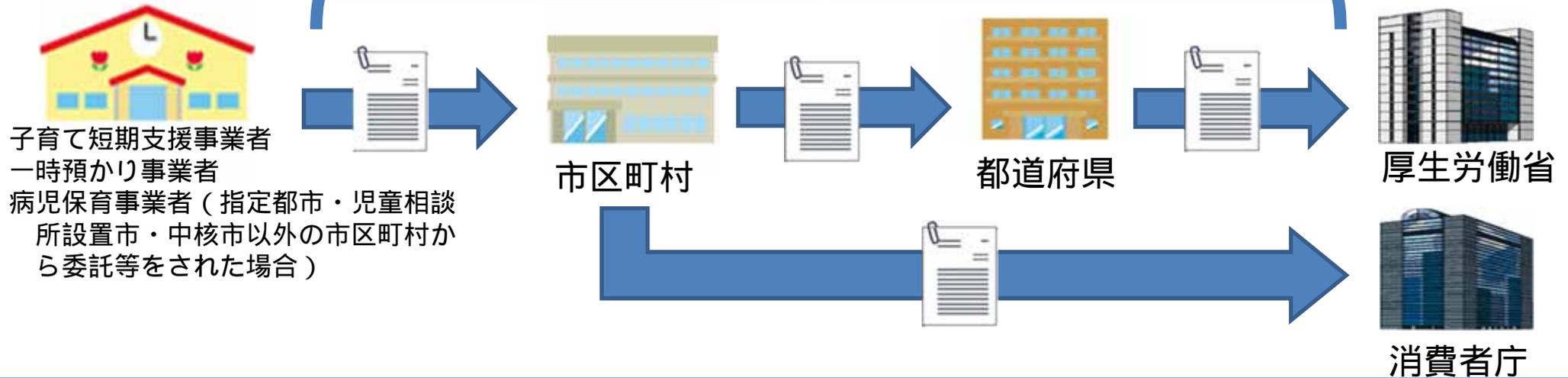
文部科学省



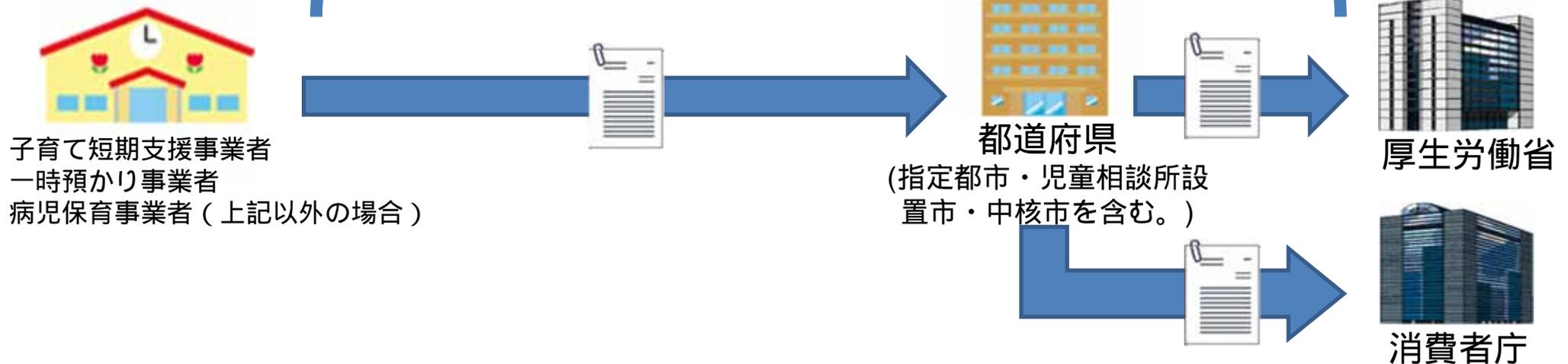
消費者庁

報告の系統【2 / 3】

第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
第2報：原則1ヶ月以内程度 等



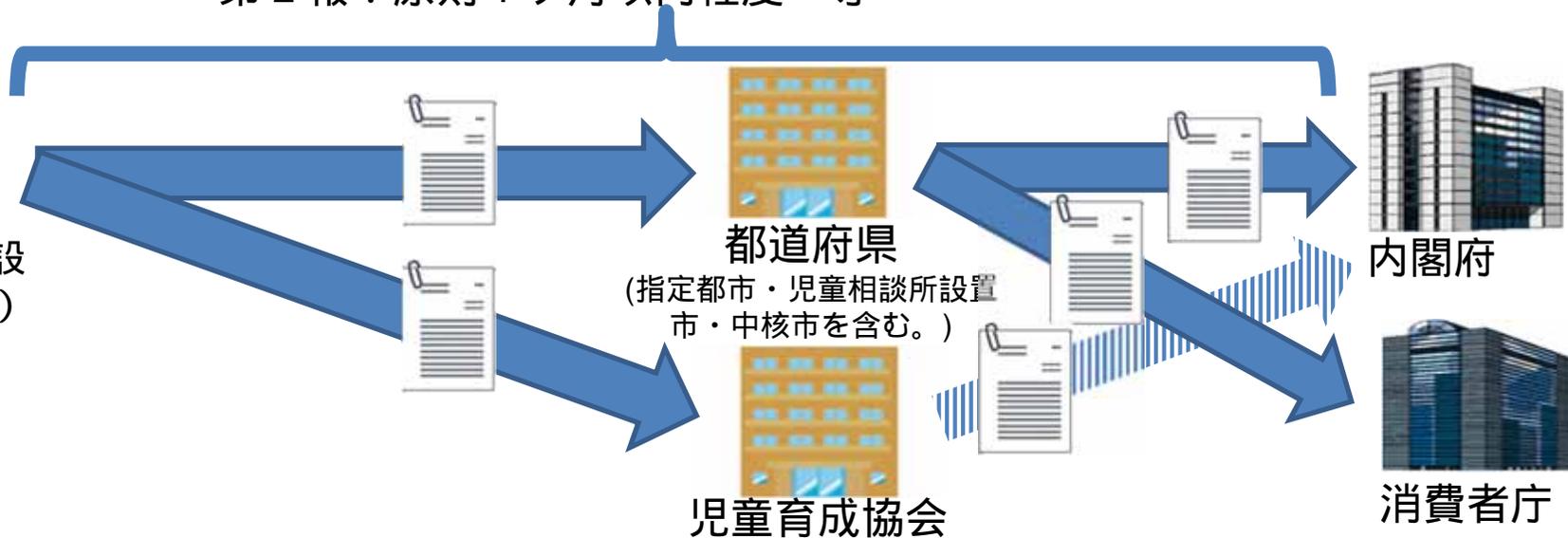
第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
第2報：原則1ヶ月以内程度 等



報告の系統【3 / 3】

第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
第2報：原則1ヶ月以内程度 等

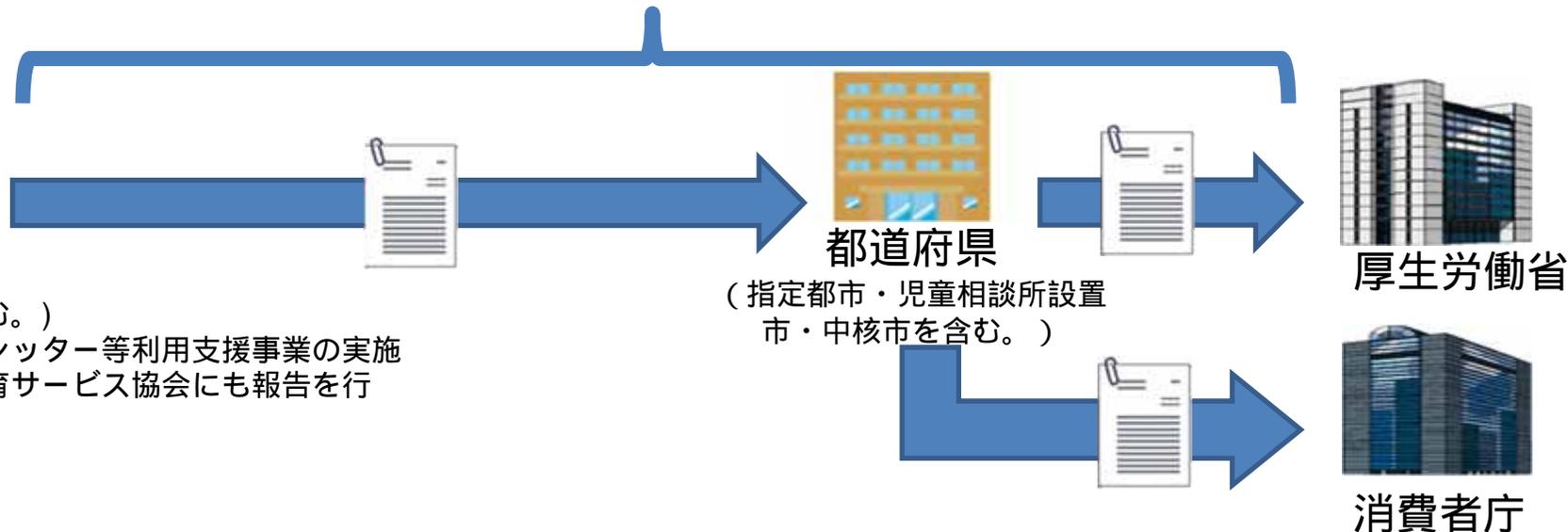

企業主導型保育施設
(認可外保育施設)



第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
第2報：原則1ヶ月以内程度 等


認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業者を含む。）

なお、企業主導型ベビーシッター等利用支援事業の実施事業者は、併せて全国保育サービス協会にも報告を行う。



重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知。（平成28年3月31日発出）

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【① 重大事故の再発防止のための検証】

○検証の実施主体

- ・ 市町村...認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
- ・ 都道府県...認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

○検証の対象範囲

- ・ 死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故

○検証組織による検証

- ・ 検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
- ・ 検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）

○検証の報告

- ・ 検討委員会は、検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
- ・ 検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

【② 事故防止等のためのガイドライン】

○事故防止のための取組み ～施設・事業者向け～

- ・ 重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
- ・ 事故防止のための研修等による体制づくり

○事故防止のための取組み ～地方自治体向け～

- ・ 地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
- ・ 施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施

○事故発生時の対応 ～施設・事業者、地方自治体共通～

- ・ 事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議について

1. 趣旨

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」における検討を踏まえ、平成27年4月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、平成28年4月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体が検証を実施して事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

これらの取組みを受け、国においては、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うため、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」（平成28年4月設置）を開催。

2. 主な検討課題

事故報告、事故情報データベースに基づく傾向分析等
地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言
事故報告、事故情報データベースの充実
事故防止及び発生時の対応のためのガイドライン等の改善

3. 今後の予定

引続き以下のような議論を行っていく。

- ・ 事故報告や事故情報データベース充実に向けた検討
- ・ 傾向分析の手法についての検討
- ・ 自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策の検討 など

◇ 構成員（●：座長）（敬称略。R4.6現在）

小原 聖子	NPO法人ゆったりーの	寺嶋 仁子	川崎市こども未来局総務部監査担当課長
栗並 えみ	碧南市認可保育所死亡事故 被害児童の親	前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
佐藤 茂己	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会副会長	升田 純	中央大学法科大学院教授・升田法律事務所
鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会会長	宮下 友美恵	静岡豊田幼稚園園長
鈴木 康之	国立成育医療研究センター手術・集中治療部統括部長 麻酔科・小児科医	山中 龍宏	緑園こどもクリニック院長・NPO法人SafeKidsJapan理事長
関川 芳孝	大阪府立大学教授	吉井 英司	東京都福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長
田中 弘美	一般社団法人日本こども育成協議会相談役		

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表①

(令和3年6月18日付公表資料 抜粋)

事故報告概要

教育・保育施設等(*)において発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。)で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の期間内に第1報があったものを集計して公表。

* 教育・保育施設等とは、以下の施設・事業をいう。

- ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型) ・幼稚園 ・認可保育所 ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業(認可) ・一時預かり事業 ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設) ・認可外の居宅訪問型保育事業

	負傷等				死亡	計	
	内訳						
	(意識不明)	(骨折)	(火傷)	(その他)			
認定こども園・幼稚園・保育所等	1,581	(14)	(1,281)	(6)	(280)	5	1,586
	(+288)	(+4)	(+270)	(▲1)	(+15)	(▲1)	(+287)
放課後児童クラブ	429	(0)	(379)	(0)	(50)	0	429
	(▲16)	(▲1)	(▲11)	(0)	(▲4)	(0)	(▲16)
計	2,010	(14)	(1,660)	(6)	(330)	5	2,015
	(+272)	(+3)	(+259)	(▲1)	(+11)	(▲1)	(+271)
割合	99.8%	(負傷等の0.7%)	(負傷等の82.4%)	(負傷等の0.3%)	(負傷等の16.4%)	0.2%	100%
	(+0.1)	(+0.1)	(+1.8)	(▲0.1)	(▲2.0)	(▲0.1)	-

※ 下段は前年比の増減数

※ 認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童クラブ以外の施設・事業

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表②

(令和3年6月18日付公表資料 抜粋)

① 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等				死亡	計	(参考)施設・事業者数 (時点)	
	意識不明	骨折	火傷	その他				
幼保連携型認定こども園	312	2	266	2	42	0	312	5,688 か所(R2.4.1)
幼稚園型認定こども園	23	0	21	0	2	1	24	1,200 か所(R2.4.1)
保育所型認定こども園	45	1	37	0	7	1	46	1,053 か所(R2.4.1)
地方裁量型認定こども園	3	0	3	0	0	0	3	75 か所(R2.4.1)
幼稚園	55	0	52	0	3	0	55	8,498 か所(R2.5.1)
認可保育所	1,080	7	859	4	210	1	1,081	22,706 か所(R2.4.1)
小規模保育事業	18	0	11	0	7	0	18	5,365 か所(R2.4.1)
家庭的保育事業	1	0	0	0	1	0	1	887 か所(R2.4.1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	14 か所(R2.4.1)
事業所内保育事業(認可)	3	0	2	0	1	0	3	645 か所(R2.4.1)
一時預かり事業	1	0	1	0	0	0	1	10,580 か所(R1実績)
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	3,374 か所(R1実績)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0	0	0	931 か所(市区町村) (R1実績)
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	・ショートステイ 882 か所 ・トワイライトステイ 475 か所 (R1実績)
放課後児童クラブ	429	0	379	0	50	0	429	26,625 か所(R2.7.1)
企業主導型保育施設	13	1	10	0	2	0	13	3,768 か所(R2.3.31)
地方単独保育施設	3	0	2	0	1	0	3	・認可外保育施設(ベビーホテル・その他)5,890 か所 ・事業所内保育施設 7,132 か所(H31.3.31)
その他の認可外保育施設	24	3	17	0	4	2	26	
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	3,313 か所(H31.3.31)
計	2,010	14	1,660	6	330	5	2,015	

※ 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

※ 各項目について(用語の整理であり、下記の報告事例があったことを意味するものではない。)

- ・ 意識不明: 事故に遭った際に意識不明になったもの。(その後、意識不明の状態が回復したものを含み、令和元年12月末までの間に死亡したものは除く。)
- ・ 骨折: 切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものを含む。
- ・ その他: 指の切断、唇、歯の裂傷等を含む。
- ・ 死亡: 第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(令和元年12月末までの間)に「死亡」として報告のあったものを含む。

② 年齢別(死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後 児童ク ラブ等	計
幼保連携型認定こども園	1	11	29	39	77	99	56	—	312
幼稚園型認定こども園	0	0	0	3	7 (1)	11	3	—	24 (1)
保育所型認定こども園	0	4	7	6	16 (1)	8	5	—	46 (1)
地方裁量型認定こども園	0	0	0	2	0	1	0	—	3
幼稚園	0	0	0	3	14	21	17	—	55
認可保育所	5	48 (1)	104	149	232	373	170	—	1,081 (1)
小規模保育事業	0	3	10	5	0	0	0	—	18
家庭的保育事業	0	0	1	0	0	0	0	—	1
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
事業所内保育事業(認可)	0	1	2	0	0	0	0	—	3
一時預かり事業	0	0	0	1	0	0	0	—	1
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
放課後児童クラブ	—	—	—	—	—	—	—	429	429
企業主導型保育施設	3	0	5	3	1	0	1	—	13
地方単独保育施設	0	0	0	0	0	2	1	—	3
その他の認可外保育施設	3 (1)	5 (1)	3	5	4	4	2	—	26 (2)
認可外の居宅訪問型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
計	12 (1)	72 (2)	161 (0)	216 (0)	351 (2)	519 (0)	255 (0)	429 (0)	2,015 (5)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表③

(令和3年6月18日付公表資料 抜粋)

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	132	164	16	0	312
幼稚園型認定こども園	13 (1)	11	0	0	24 (1)
保育所型認定こども園	30 (1)	14	2	0	46 (1)
地方裁量型認定こども園	1	2	0	0	3
幼稚園	23	31	1	0	55
認可保育所	461 (1)	513	107	0	1,081 (1)
小規模保育事業	5	7	6	0	18
家庭的保育事業	1	0	0	0	1
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	3	0	0	0	3
一時預かり事業	1	0	0	0	1
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	134	245	50	0	429
企業主導型保育施設	6	3	4	0	13
地方単独保育施設	0	1	2	0	3
その他の認可外保育施設	16 (2)	3	7	0	26 (2)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	826 (5)	994	195	0	2,015 (5)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

④ 死亡事故における主な原因

	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	認可保育所	その他の認可外保育施設	計
SIDS	0	0	0	1	1
窒息	1	1	1	0	3
病死	0	0	0	0	0
溺死	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	1
合計	1	1	1	2	5

※ 「その他」は、原因が不明なもの等を分類

※ 本表には、令和2年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載

⑤ 死亡事故の発生時の状況

	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	認可保育所	その他の認可外保育施設	計
睡眠中	0	0	0	1	1
食事中	1	0	1	0	2
その他	0	1	0	1	2
合計	1	1	1	2	5

※ 本表には、令和2年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表④

(参考:これまでの保育施設等における死亡事故の報告件数等)

(令和3年6月18日付公表資料 抜粋)

[注意事項:各年区分について]

※ 集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・平成16年から20年:4月から3月まで
- ・平成21年:4月から12月まで(平成21年1から3月発生分は平成20年分として集計)
- ・平成22年から26年:1月から12月まで
- ・平成27年:認可保育所及び認可外保育施設(地方単独保育施設及びその他の認可外保育施設)は1月から12月まで
認定こども園及び小規模保育事業は4月から12月まで
- ・平成28年から:1月から12月まで

	幼保連 携型認定 こども園	幼稚園 型認定 こども園	保育所 型認定 こども園	認可 保育所	小規模 保育 事業	一時預 かり事業	家庭的 保育 事業	病児 保育 事業	認可外 保育 施設	計
H16	-	-	-	7	-	-	-	-	7	14
H17	-	-	-	3	-	-	-	-	11	14
H18	-	-	-	5	-	-	-	-	8	13
H19	-	-	-	3	-	-	-	-	12	15
H20	-	-	-	4	-	-	-	-	7	11
H21	-	-	-	6	-	-	-	-	6	12
H22	-	-	-	5	-	-	-	-	8	13
H23	-	-	-	2	-	-	-	-	12	14
H24	-	-	-	6	-	-	-	-	12	18
H25	-	-	-	4	-	-	-	-	15	19
H26	-	-	-	5	-	-	-	-	12	17
H27	1	0	0	2	1	0	0	0	10	14
H28	0	0	0	5	0	0	1	0	7	13
H29	1	0	0	2	0	0	0	1	4	8
H30	0	0	0	2	0	0	1	0	6	9
R1	0	0	0	2	0	1	0	0	3	6
R2	0	1	1	1	0	0	0	0	2	5
計	2	1	1	64	1	1	2	1	142	215

※ 本表には、これまで死亡事故の報告があった施設・事業のみ掲載している。

※ 平成26年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。

※ 平成27年の地方単独保育施設における死亡事故は1件(認可外保育施設の死亡事故10件の内数)。平成28年以降は0件。

※ 令和元年以降は、第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(令和元年12月末までの間)に死亡として報告のあったものも件数に含む。

保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 353千円
②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 ①国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
②国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の現地指導

安全対策事業

令和4年度予算額：453億円の内数

(保育対策総合支援事業費補助金・保育環境改善等事業)

【事業概要】

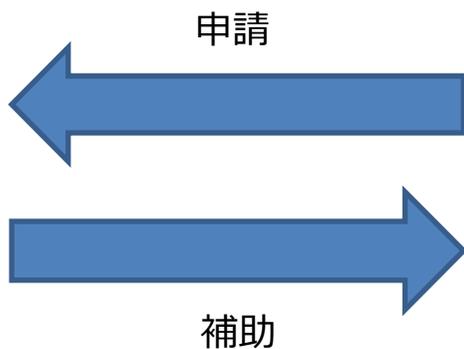
0～1歳の午睡中に死亡事故などが発生している状況を踏まえ、睡眠中の事故防止など保育の質の確保・向上のために必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村（機器は保育施設が購入）

【補助単価】 1施設あたり 500千円以内

【補助率】 国：1/2 都道府県・市区町村：1/4 事業者：1/4

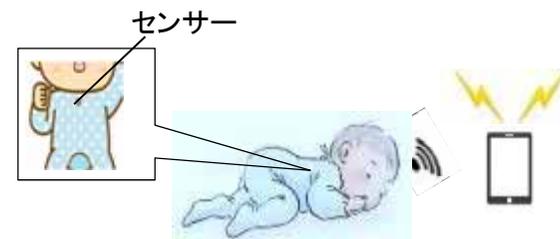
【事業イメージ】



機器の購入（例）

<午睡チェック>

午睡中の体動や体の向きを自動検知し、睡眠時のチェック表に自動で記録するなど、事務負担等を軽減する機能を備えるICT機器
→保育士等が乳幼児の睡眠中の呼吸点検や見守りに専念することができる。



.令和4年度予算

令和4年度内閣府予算の主要施策（子ども・子育て関係）

子ども・子育て支援新制度の着実な推進（一部社会保障の充実）

【令和3年度予算額】

3兆2,052億円

【令和4年度予算額】

補正975億円、当初3兆2,553億円（年金特別会計）

少子化対策を総合的に推進するとともに、子ども・子育て支援新制度の推進による「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日公表）に基づく保育所等の受入児童数の拡大、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善など、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実） 1兆8,119億円（1兆7,163億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

① 子どものための教育・保育給付等 1兆6,265億円（1兆5,299億円）

【主な充実事項】

◇保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（※）を、令和4年10月以降においても公定価格において実施する。

（※）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

○ 子どものための教育・保育給付交付金 1兆4,918億円（1兆3,932億円）

- ・ 施設型給付・委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

○ 子どものための教育・保育給付費補助金 69億円（69億円）

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

- 子育てのための施設等利用給付交付金 1, 277億円(1, 298億円)
子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

② 地域子ども・子育て支援事業 1, 854億円(1, 864億円)

- 子ども・子育て支援交付金 1, 748億円(1, 673億円)
市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。
・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 等

- 子ども・子育て支援施設整備交付金 106億円(191億円)
放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実事項】

◇利用者支援事業

- ・基本型を実施する事業所が、一体的相談機関（母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関）と連携するために必要な経費を支援する。

◇放課後児童クラブ

- ・認可保育所の保育士等と同様に、放課後児童クラブの放課後児童支援員等についても処遇改善を実施する。
- ・放課後児童クラブの「障害児受入強化推進事業」について、以下の拡充を行う。
 - ① 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充。
 - ② 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設。

◇子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・基本事業及び病児・緊急対応強化事業について、会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定する。

《参考》令和3年度補正予算

○教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ（令和4年2月～9月分） 899億円

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（※）を、令和4年2月から実施する。

（※）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

○放課後児童クラブの整備促進 12億円

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

○地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策にかかる支援 65億円の内数

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

○放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 65億円の内数

放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

◆企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援 **1, 846億円 (1, 939億円)**

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

① 企業主導型保育事業 **1, 838億円 (1, 929億円)**

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【主な充実事項】

◇企業主導型保育事業の保育士等の処遇改善

認可保育所の保育士等と同様に、企業主導型保育事業の保育士等についても処遇改善を実施する。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 **6. 3億円 (7. 8億円)**

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

③ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 **2. 0億円 (2. 0億円)**

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

◆児童手当 **1兆2, 588億円 (1兆2, 949億円)**

家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。なお、令和3年通常国会において成立した子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和3年法律第50号）に基づき、高所得者の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者（子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとしている。

令和4年度厚生労働省予算の主要施策（子ども・子育て関係）

子ども家庭局の予算

【令和3年度予算額】

4,560億円

【令和4年度予算額】

補正1,622億円、当初4,598億円

子育て家庭や女性を包括的に支援する体制の構築

【令和3年度予算額】

239億円

【令和4年度予算額】

補正602億円、当初252億円

核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等により、家庭だけでの子育てが難しくなっており、特に未就園児を中心に、虐待等のリスクが顕在化する前の早期支援の強化が必要である。

そのため、妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への訪問家事・育児支援や、居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、包括的な支援体制の構築を図る。

また、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間で「集中取組期間」として取り組み、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

1. 子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーを福祉サービスにつなぐコーディネーターの配置や実態調査・研修等支援体制の強化【新規】

ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間で「集中取組期間」として、中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上に取り組むとともに、自治体による実態調査や研修を支援する。コーディネーターの配置やピアサポートなど自治体の先進的な取組を支援する。また、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ 母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円

妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への訪問家事・育児支援や、居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、包括的な支援体制の構築を図る。

2. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実・強化を図るための婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善、NPO法人等との協働による支援の推進

◆婦人保護施設の機能強化

婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、困難な問題を抱える女性への支援を展開する地域のNPO等の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員の新たな配置又は心理療法担当職員の加配を行う。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

◆婦人相談員の処遇改善

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を設定するとともに、期末手当を支給した場合の加算を新設する。

◆官・民の協働による支援の推進【新規】

多様化・複合化、複雑化する女性が抱える困難な問題の現状に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進する自治体に対する補助事業である「民間団体支援強化・推進事業」を創設する。

◆若年被害女性等支援事業の拡充

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、相談対応職員の研修受講の促進、居場所支援における夜間の生活支援員の増員や警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行うことで、民間団体による困難な問題を抱える女性への支援体制の更なる強化を図る。

3. 生涯にわたる女性の健康の包括的支援

11億円(2.0億円)

◆女性の健康に関する情報発信の強化等

2.0億円(2.0億円)

女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援として、女性特有の病気や健康状態に関するセルフチェックやスマホを含む様々な媒体で使いやすいコンテンツづくりを通じた情報発信を強化するほか、受診勧奨を目的としたセルフチェックの有効性に係る検証事業を継続して実施する。

◆妊産婦等の健康支援を実施する性と健康の相談センターの創設【新規】

9.2億円

都道府県等が実施主体として実施している「女性健康支援センター」、「不妊専門相談センター」などを統合して、「性と健康の相談センター事業」を創設し、不妊治療や出生前遺伝学的検査(NIPT)に係る専門的な相談対応及び性や妊娠に係る啓発等総合的な性や生殖に関する健康支援を行う。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

【令和3年度予算額】

1,639億円

【令和4年度予算額】

補正105億円、当初1,639億円

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1. 児童虐待防止対策の推進

◆子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等も含めた地域における子どもの見守り体制の強化【新規】

子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等、クーポン・バウチャーを活用した子育て支援等サービスを通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

◆子どもの意見・意向表明（アドボケイト）の推進等による子どもの権利擁護の強化

子どもの権利擁護を図る観点から、子どもの意見・意向表明（アドボケイト）について先進的な取組を行う自治体を支援する。
また、児童相談所での第三者評価の推進を図るため、第三者評価の受審に要する費用の補助制度を創設する。さらに、一時保護中の通学支援について、一時保護所等が原籍校から離れていることを理由に通学の制限が行われないよう、原籍校への送迎を支援する。

（参考）【令和3年度補正予算】

- 虐待防止のための情報共有システムの整備等 ICT活用による児童虐待防止対策の強化 76億円
児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援するとともに、一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発を促進する。
また、子どもや保護者が相談しやすくなるようSNSによる相談体制の構築を行うとともに、児童相談所、婦人相談所等においてテレビ会議やタブレット端末等の活用を促進し、業務の負担軽減・ICT化を図る。
- 児童養護施設等における感染症対策のための改修整備及び耐災害性強化 39億円の内数
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。
また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

2. 家庭養育優先原則に基づく取組の推進

◆「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づく里親委託や施設の小規模化・地域分散化の推進【一部新規】

都道府県社会的養育推進計画による里親委託、施設の小規模化・地域分散化等の取組を強力に推進するため、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や用地確保支援等を行い、意欲のある自治体の取組を強力に支援する。

◆里親包括支援事業（フォスタリング事業）の強化

フォスタリング機関が、里親家庭の一時的な休息（レスパイト）のために行う子どもの一時預かり事業、経験豊富な里親を新規登録の里親支援のために派遣する事業を新たに創設するとともに、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援するモデル事業を通じて先駆的な取組事例の横展開を行うことなどにより、里親家庭に対する養育支援等の充実強化を図る。

◆特別養子縁組の民間あっせん機関の支援体制の強化

特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業（モデル事業）について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの一部を一般事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大する。

◆児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への支援の強化

児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への自立支援に関する取組を強化するため、各自治体に複数名のコーディネーターの配置を可能とするとともに、医療機関や就労支援機関への同行支援を促すための補助単価の拡充等を行うほか、身元保証人確保の支援対象者について、措置解除等より2年以内の者から、5年以内の者まで拡大する。

不妊症・不育症に対する総合的支援の推進

【令和3年度予算額】
37億円

【令和4年度予算額】
補正67億円、当初187億円

1. 不育症検査への助成

12億円（12億円）

不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。

2. 不妊症・不育症に対する相談支援等【一部新規】

11億円（6.3億円）

不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため、関係者による協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、性と健康の相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施する。

3. 里親・特別養子縁組制度の普及啓発

2.1億円（2.1億円）

不妊治療実施医療機関などにおける、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を強化する。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ 不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援 67億円

令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一連の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。

成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進

【令和3年度予算額】

159億円

【令和4年度予算額】

補正121億円、当初155億円

1. 非課税世帯に対する利用料減免などの産後ケア事業の推進

44億円（42億円）

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、新たに非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。

2. オンライン相談や健診に必要な備品整備などの地域の母子保健事業の強化【新規】

5.3億円

新たに両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を創設する。

3. 多胎妊産婦への経験者による相談支援、育児サポーター派遣等

17億円（19億円）

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊産婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、育児等サポーターによる産前・産後における日常の育児に関する介助等の支援を行うとともに、多胎児を妊娠した方に対し、単胎の場合よりも負担が大きい妊婦健康診査の費用を補助することで、多胎妊産婦等への負担軽減を図る。

◆予防のための子どもの死亡検証体制整備【一部新規】

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県における実施体制を検討するためのモデル事業として、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、必要なデータや提言の集約、技術的支援を実施する。

また、子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを新たに整備し、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

◆出生前検査認証制度等に関する広報啓発【新規】

NIPT等出生前検査の適切な運用に資するよう、自治体における妊婦等に対する正しい情報の提供及び相談支援、認証医療機関における受検を促進するための広報啓発を行う。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ 産後ケア事業を行う施設整備の促進、妊産婦等への支援 53億円

出産後の母子に対して心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開に向け、施設整備に係る国庫補助率を引上げ、設置を促進する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援や健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援等を行う。

「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

【令和3年度予算額】

969億円

【令和4年度予算額】

補正671億円、当初969億円

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

969億円（969億円）

できるだけ早く待機児童の解消を目指し、女性（25～44歳）の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

◆保育の受け皿整備

482億円（602億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。

（参考）【令和3年度補正予算】

○「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 467億円
「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進する。

○保育所等における感染症対策のための改修整備 1.5億円
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。

○保育所等の耐災害性強化 39億円
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

◆保育人材確保のための総合的な対策

284億円(191億円)

保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

また、保育士宿舍借り上げ支援事業について、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。

(参考)【令和3年度補正予算】

○保育所等におけるICT化推進等事業 18億円

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

○保育士修学資金貸付等事業 31億円

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

◆多様な保育の充実

111億円(110億円)

保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げを行う(1/2→2/3)とともに、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算を創設する。

また、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等に必要経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和する。

(参考)【令和3年度補正予算】

○保育所等における感染拡大防止対策に係る支援 113億円

保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費)のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を支援する。

○保育所等における感染症対策のための改修整備等 2.0億円

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修や設備の整備等に必要経費を支援する。

◆認可外保育施設の質の確保・向上

15億円(20億円)

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等について、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要な改修費や移転費等を支援する。

2. 子ども・子育て支援新制度の推進 ※内閣府において要求(一部厚生労働省計上分を含む)

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実 【内閣府の再掲】

◆放課後児童クラブの受け皿整備【内閣府の再掲】

◆企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援【内閣府の再掲】

◆児童手当の支給【内閣府の再掲】

ひとり親家庭等の自立支援の推進

【令和3年度予算額】

1,756億円

【令和4年度予算額】

補正24億円、当初1,793億円

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。

また、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応するため、婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善や、関係機関の連携・NPOとの協働による支援等を推進する。

1. ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

◆ひとり親家庭への相談支援体制の充実

ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、専門的な総合相談窓口において、相談者のニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った的確な支援につなげることを可能とするため、母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助等を行い、相談支援体制の強化を図る。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制の構築・強化 1.6億円

ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用をはじめとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る自治体の取組を支援する。

◆高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充等の特例措置の継続、自立支援教育訓練給付金によるひとり親の就業支援の促進

ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和4年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金について一定の要件を満たす場合に、その上限額の引上げを図る。

◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金の支給方法の改善

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受講開始時にも一部支給できるよう改善を図る。

保護者を対象とした進路相談や子どもの体験学習への支援を拡充し、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業を推進する。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ ひとり親家庭等の子どもの食事等支援 22億円

子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な対応として、ひとり親家庭等の要支援世帯を対象とした子ども食堂や子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者に対し、中間支援法人を通じ、運営や物資の支援等を行う。

令和4年度文部科学省予算の主要施策（子ども・子育て関係）

幼児教育スタートプランの実現

【令和3年度予算額】

48億円

【令和4年度予算額】

補正226億円、当初50億円

学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に推し進める。

1. 「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進

5億円（2億円）

◆幼保小の架け橋プログラム事業

1.8億円（新規）

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、全国的な取組の充実と併せてモデル地域において具体的に開発し実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行う。

◆幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業

0.5億円（0.6億円）

幼児教育の更なる質的向上を目指し、家庭等との連携強化や切れ目ない幼児教育の実践、外国人幼児や障害のある幼児等への対応などの課題に対応した指導方法等の充実のため、調査研究や研修プログラムの開発を実施する。

◆幼児教育の理解・発展推進事業

0.3億円（0.2億円）

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に基づく活動を着実に実施するため、中央及び都道府県において幼児教育に関する専門的な研究協議等を行うとともに、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

◆幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業

1.3億円（1.2億円）

質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる人材の確保及びキャリアアップに必要な取組を総合的かつ効果的に実施し、好事例の横展開を行う。

◆幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究

0.6億円（新規）

「幼児教育スタートプラン」の実効性を高めるため、幼児教育の好事例等を収集・蓄積して活用するとともに、小学校や家庭とも共有する。

◆OECD ECEC Network事業の参加

0.1億円（0.1億円）

OECDにおいて計画されている「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」及び「デジタル世界における幼児教育・保育の在り方に関する調査研究」に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得る。

※ECEC：Early Childhood Education and Care

2. 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

3 億円 (2 億円)

◆幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業

公立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーの配置等により、地域の幼児教育に関する課題に的確に対応する幼児教育推進体制の活用支援を強化する。

3. 意欲ある施設の幼児教育の質の向上を支える

4 3 億円 (4 4 億円)

◆教育支援体制整備事業費交付金

1 3 億円 (1 4 億円)

認定こども園の設置を促進するため、遊具・運動用具等の整備、教職員等を対象とした研修の実施、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得、認定こども園等への移行にかかる申請書作成等の準備、園務改善等のためのICT環境整備に対して支援する。

《参考》令和3年度補正予算 7 3 億円

○ 幼稚園の感染症対策等支援 2 4 億円

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な経費、保健衛生用品（消耗品・備品）の購入費に対して支援する。

○ 幼稚園のICT環境整備支援 1 3 億円

事務処理等の園務の効率化をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、ポストコロナを見据えたICT環境整備を支援する。

○ 幼稚園の教育体制支援 3 6 億円

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、私立幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、収入を引き上げるため措置※を令和4年2月から前倒しで実施する。

※他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう、柔軟な運用を認める。

◆私立幼稚園施設整備費補助

5 億円 (5 億円)

※令和3年度補正予算 1 3 億円

緊急の課題となっている耐震化のための園舎、外壁や天井等の非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、預かり保育への対応や感染症予防の観点からの衛生環境の改善、防犯対策、バリアフリー化等に要する経費の一部を補助する。

◆認定こども園施設整備交付金

2 5 億円 (2 5 億円)

※令和3年度補正予算 1 4 0 億円

認定こども園等の施設整備、園舎の耐震化、感染症予防の観点からの衛生環境の改善、防犯対策に要する経費の一部を補助する。

XIII. 関連予算

令和4年度の消費税増収分の使途について

令和4年度消費税増収分の内訳 (公費ベース)

《増収額計：14.3兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.5兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
 - ・ 高等教育の無償化
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
 - ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
 - ・ 医療・介護保険制度の改革
 - ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
 - ・ 年金生活者支援給付金の支給
- 等

4.01兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.8兆円

(注1) 増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

(注2) 使途に関しては、総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和4年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算額			(参考) 令和3年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施	(注3)6,526	2,985	3,541	6,526	
	社会的養育の充実	474	237	237	474	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等	1,029	751	278	1,179
		・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)				
		・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	931	678	252	803
		うち 看護職員の処遇改善(注4)	144	100	44	—
		うち 不妊治療の保険適用(本体分)	120	100	20	—
		うち 不妊治療の保険適用(薬価分)	54	45	9	—
	・ 医療情報化支援基金	735	735	0	—	
	地域包括ケアシステムの構築	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275	824
		・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
		・ 介護職員の処遇改善(注4)	313	153	160	—
・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実		534	267	267	534	
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612	
	子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	81	40	40	—	
	国民健康保険への財政支援の拡充					
	・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664	
	・ 保険者努力支援制度等	2,272	2,272	0	2,272	
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700	
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248	
	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1,572	
介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200		
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2,089	
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	88	82	5	80	
	年金生活者支援給付金の支給	5,220	5,220	0	5,220	
合計		27,968	18,982	8,986	27,078 (注5)	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。

(注4) 令和4年10月からの措置。

(注5) 令和3年度予算額の合計額は、令和3年度に措置した「新子育て安心プランの実施」223億円を含む。

令和4年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和4年度予算においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養育の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

令和4年度における「新しい経済政策パッケージ」 (概要)

新しい経済政策パッケージについて (平成29年12月8日閣議決定) (抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	令和4年度 予算額			(参考) 令和3年度 予算額
			国分	地方分	
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。^(注2) 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 	722	358	364	722
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)^(注3) 	8,858	3,410	5,448	8,858
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。 	5,601	5,196	405	5,208
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。^(注4) 	1,003	506	496	1,003
合 計		16,184	9,471	6,714	15,791

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の高上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
 - ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設) **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し 6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚 1日2枚)
- ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

子どものための教育・保育給付交付金

令和3年度予算額 1兆3,932億円 → 令和4年度予算額 1兆4,918億円

事業内容等

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、
・ 民間の認定こども園、幼稚園、保育所を利用する際に支給される「施設型給付費」と、
・ 児童福祉法に市町村の認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用する際に支給される「地域型保育給付費」
等を支給することで、子ども・子育て支援の充実を図る。

《負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村：1/4》

※ 事業主拠出金充当額控除後の負担割合

施設型給付費等

○ 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付

※ 私立保育所については、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。

※ 公立の認定こども園、幼稚園、保育所は、地方財政措置。

【実施主体：市町村（特別区含む）】

地域型保育給付費等

○ 市町村による認可事業（地域型保育事業）である「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」及び「事業所内保育事業」に対する給付

【実施主体：市町村（特別区含む）】

令和4年度予算の主な内容

- 「新子育て安心プラン」への対応
「新子育て安心プラン」において、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することを踏まえ、運営費については、令和3年度から令和7年度までの各年度において所要の額を確保する。
- 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善
保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（※）を、令和4年10月以降においても公定価格において実施する。
（※）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度(月額9,000円)の処遇改善

令和3年度補正予算：781億円 ※いずれも内閣府予算計上
令和4年度予算：1兆4,918億円の内数

1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※1 令和3年度補正予算により、令和4年2月から9月の間、公定価格とは別の補助金(国10/10)で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算において、公定価格の見直し(注)により同様の措置を講じる(国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4)。

(注) 公立の保育所・幼稚園・認定こども園については地方交付税措置を予定。

※2 上記とは別に、補正予算において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分(人件費▲0.9%)に対応する金額を上乗せして補助。令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定。

2. 対象者

保育所や幼稚園等に勤務する職員

※1 役員を兼務する施設長を除く。

※2 補助額については公定価格上の配置基準(調理員や事務職員等の保育士・幼稚園教諭以外の職種も含む。)に基づいて算定するが、施設が独自に加配している職員も含めて一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善に当たっては施設の判断で柔軟な配分が可能。

3. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること

※1 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。

※2 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分(人件費▲0.9%)に対応する補助を行うことを踏まえ、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

4. 対象施設・事業所

・特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)

※公立の施設・事業所含む。

・特定地域型保育事業所(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)

<資金の流れ>



保育充実事業（子どものための教育・保育給付費補助金）

令和3年度予算額 69億円 → 令和4年度予算額 69億円

（事業内容）

子ども・子育て支援法附則第14条に基づき、市町村が、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、以下の事業を市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該計画に従って実施する場合の費用を補助する。

認可化移行運営費支援事業

〔事業概要〕 認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業。

〔補助率〕 国1/2（都道府県1/4・市町村1/4、指定都市・中核市1/2）

〔実施主体〕 市区町村

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

〔事業概要〕 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園（長時間預かり保育）を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業。

〔補助率〕 国1/2（都道府県1/4・市町村1/4、指定都市・中核市1/2）

〔実施主体〕 市区町村

子育てのための施設等利用給付交付金

令和3年度予算額 1,298億円 → 令和4年度予算額 1,277億円

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設し、市町村に対して交付金を交付する。

《事項要求》

- 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）等の実施
新しい経済政策パッケージ等に基づき、幼児教育・保育の無償化を引き続き実施する。

事業内容

1. 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置あり（経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできる）。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものが対象。

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

2. 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担。

子ども・子育て支援交付金について

令和3年度予算額 1,673億円 → 令和4年度予算額 1,748億円

事業概要等

【事業概要】

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

＜令和4年度における主な充実の内容＞

- ・利用者支援事業の基本型を実施する事業所が、一体的相談機関(母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関)と連携するために必要な経費を支援
- ・放課後児童クラブの放課後児童支援員等について、処遇改善を実施
- ・放課後児童クラブの「障害児受入強化推進事業」について、以下の拡充
 - ① 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配(計2名)、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配(計3名)できるよう補助単価を拡充
 - ② 医療的ケア児を受け入れる場合、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の基本事業及び病児・緊急対応強化事業について、会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定

【実施主体】:市町村(特別区含む) 【補助率】:1/3 (国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3)

注:利用者支援事業は2/3(国:2/3、都道府県:1/6、市町村1/6)
延長保育事業(公立分)、妊婦健診については(市町村10/10)

※ 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う市町村においては、「重層的支援体制整備事業」として実施する。

対象事業等

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧養育支援訪問事業 |
| ②延長保育事業 | ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑩地域子育て支援拠点事業 |
| ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | ⑪一時預かり事業 |
| ⑤放課後児童健全育成事業 | ⑫病児保育事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業 | |

①、⑩は重層的支援体制整備事業の対象

放課後児童支援員等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善

令和3年度補正予算：109億円 ※いずれも内閣府予算計上
令和4年度予算：1,748億円の内数

1. 事業概要

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※ 令和3年度補正予算により、令和4年2月から9月の間、子ども・子育て支援交付金とは別の補助金（国10/10）で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じる（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）。

2. 対象者

放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員（非常勤職員や公立の職員も含む。）。

- ※ 経営に携わる法人の役員である職員を除く。
- ※ 補助額は【補助基準額（月額）×賃金改善対象者数（非常勤は常勤換算）×実施月数】により算出する。
- ※ 実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- ※ 「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施していない放課後児童クラブも本事業の対象。

3. 実施要件

- 令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当※により、補助額以上の賃金改善を実施すること。
 - ※ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。
 - ※ 4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。
- 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。

4. 資金の流れ（イメージ）



子ども・子育て支援施設整備交付金について

令和3年度予算額 191億円 → 令和4年度予算 106億円

事業概要

市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育事業を整備するために要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施内容等

【実施主体】 市町村(特別区含む) 【補助対象事業者】 市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】 ①市町村が整備を行う場合、②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合

(1) 放課後児童クラブ整備費

〔 ①国: 1/3 都道府県、市町村: 各1/3
②国: 2/9 都道府県、市町村: 各2/9 社会福祉法人等: 1/3 〕

注: 放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は新子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

〔 ①国: 2/3 都道府県、市町村: 各1/6
②国: 1/2 都道府県、市町村: 各1/8 社会福祉法人等: 1/4 〕

(2) 病児保育施設整備費

〔 ①国: 1/3 都道府県、市町村: 各1/3
②国: 3/10 都道府県、市町村: 各3/10 社会福祉法人等: 1/10 〕

【令和4年度の主な改善事項】 新型コロナウイルス感染症対策のために実施する大規模修繕について、対象となる補助下限額を、300万円に引き下げ。(通常は500万円)

【令和4年度基準額(創設の場合)】

(1) 放課後児童クラブ整備費 29,060千円(単独設置)、58,120千円(放課後子供教室と一体的に実施等)

(2) 病児保育施設整備費 39,476千円

※沖縄振興計画、過疎地域自立促進市町村計画、山村振興計画、津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合、別途加算

※特別豪雪地帯、奄美群島、離島振興対策実施地域、小笠原諸島に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

保育所等整備交付金

(令和3年度予算) 497億円 → (令和4年度予算・令和3年度補正予算(※)) 417億円+430億円(※)

【趣 旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

《拡充》

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)【令和4年度予算、令和3年度補正予算】
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を計上。【令和3年度補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

保育所等改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

→ 令和4年度予算・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+78億円(※))

【趣 旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

- 【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
(5) 家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり 利用(増加)定員19名以下 15,210千円 (① 20,280千円、② 23,322千円)

利用(増加)定員20名以上59名以下 27,378千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

利用(増加)定員60名以上 55,770千円 (① 60,840千円、② 63,882千円)

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 (① 32,448千円)

(2) 1事業所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(3) 1施設当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(4) 1施設当たり 32,448千円 (② 35,490千円)

(5) 保育所で行う場合 1か所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,434千円

《運用改善》 資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(5) 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4

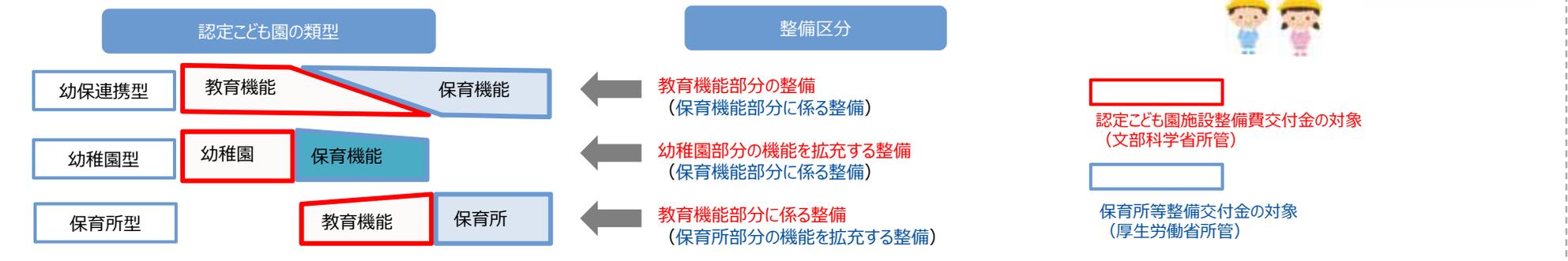
(5) 国：2/3、市区町村：1/3

事業内容

1 認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用のうち、幼稚園機能部分に係る費用の一部を補助（新增改築、大規模改修等）

認定こども園整備の補助イメージ



- 感染症予防の観点からの衛生環境の改善に要する費用の一部を補助
 トイレ・給食調理場の乾式化、分散保育に対応するための空き教室の空調整備や保育スペースの確保、感染症対策のための間仕切りの設置等

2 幼稚園耐震化整備

園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援

3 防犯対策整備

門、フェンス、防犯カメラ等の設置による防犯対策を支援

対象校種

私立の幼稚園、保育所、認定こども園

実施主体

都道府県

補助割合

1 3 国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4
 2 国 1/2、事業者 1/2

補助対象経費

工事費、実施設計費、耐震診断費等

背景・課題

認定こども園の設置を支援するとともに、**幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進**する。

事業内容

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

遊具・運動用具等の整備費用



2 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員等を対象とした研修を支援

3 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

保育教諭を確保するため、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援

4 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援



5 ICT環境整備の支援

園務改善をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、「新たな日常」に対応したICT環境整備を支援



対象
校種
・
想定
人材

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園・認定こども園・保育所の教職員等
- 3 幼稚園教諭免許状を有しない保育士等
- 4 学校法人
- 5 幼稚園、幼稚園型認定こども園

補助対象
経費

- 1 物品等の購入費等
- 2 研修参加費
- 3 免許取得受講料等
- 4 事務職員雇用費等
- 5 端末・情報システム導入費等

実施
主体

都道府県

補助
割合

- | | | |
|-------|---|-----|
| 1 ~ 4 | 国 | 1/2 |
| 5 | 国 | 3/4 |

保育所等におけるICT化推進等事業

令和3年度補正予算 18億円（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

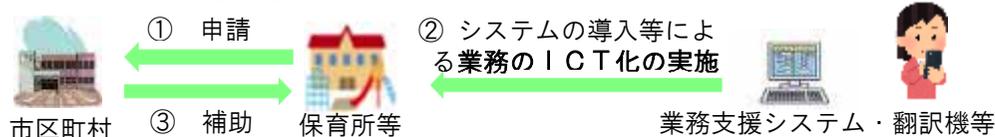
- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- | | | | |
|--|---|---------|--------------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 | 1施設当たり 1,000千円 | 翻訳機等の購入 | 1施設当たり 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入 | 1施設当たり 200千円 | | |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 | ①1自治体当たり 8,000千円 ②1施設当たり 1,000千円 | | |
| (4) 研修のオンライン化事業 | 1自治体当たり 4,000千円 | | |
| (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 | 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 | | |

- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 ※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
 * (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
 - (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 - (5) 国：1/2、都道府県：1/2

(1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

XIV. 參考資料

保育所、幼稚園、認定こども園の施設数及び利用状況

		施設数	利用状況
保育所 (保育所型認定こども園を除く)		22,731か所	約190万人
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を除き、特別支援学校 幼稚部を含む)		8,334か所	約85万人
	施設型給付を受ける幼稚園	4,674か所	約28万人
	施設型給付を受けない幼稚園	3,660か所	約57万人
認定こども園		8,585か所	約106万人
	幼保連携型	6,093か所	約79万人
	幼稚園型	1,246か所	約16万人
	保育所型	1,164か所	約11万人
	地方裁量型	82か所	約0.5万人

※保育所は令和3年4月1日時点

※幼稚園は令和3年5月1日時点

※幼稚園については、学校基本調査、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査及び認定こども園に関する調査による

※認定こども園は令和3年4月1日時点

地域型保育事業の施設数及び利用状況

	施設数	利用状況
家庭的保育事業	875か所	2,798人
小規模保育事業	5,776か所	78,213人
居宅訪問型保育事業	25か所	170人
事業所内保育事業	666か所	9,271人

※令和3年4月1日時点

認可外保育施設の施設数及び利用状況

	施設数	利用状況
認可外保育施設(計)	19,078か所	243,882人
事業所内保育	8,210か所	114,065人
ベビーホテル	1,255か所	19,433人
ベビーシッター	5,454か所	6,147人
その他	4,159か所	104,237人

※令和2年3月31時点

企業主導型保育施設の施設数及び利用状況

	施設数	利用状況
企業主導型保育施設	4,223施設	101,028人

※令和2年度募集結果を受けた整備予定分を含めると 4,448施設、105,643人

※令和2年度までの助成決定数累計(令和3年3月31日時点)

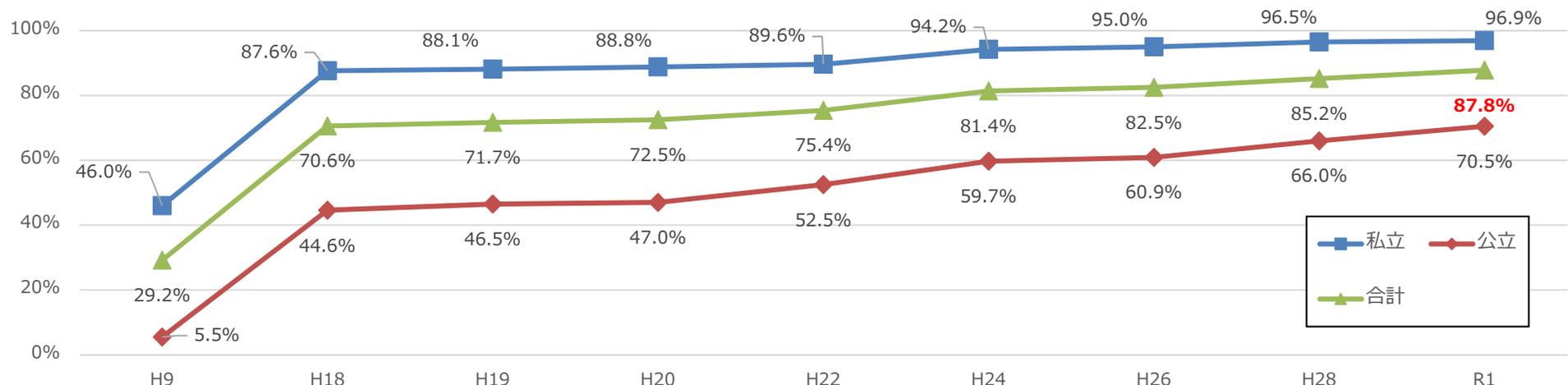
幼児教育・保育の無償化対象施設のか所数及び利用状況 (ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、病児保育事業)

	か所数	利用状況
ファミリー・サポート・センター事業	971市区町村	依頼会員 60万人 提供会員 14万人 両方会員 4万人
一時預かり事業	9,882か所	332万人 (延べ利用者数)
病児保育事業	3,582か所	97万人 (延べ利用者数)

※令和3年度時点(ファミサポ)、令和2年度実績(一時預かり事業、病児保育事業)

幼稚園等における預かり保育等の実施園数

✓ 在園児の預かり保育を実施している幼稚園は全体の87.8%



母数：幼稚園及び幼稚園型認定こども園（以下同じ）

✓ 7割の幼稚園で17時以降も在園児の預かり保育を提供



✓ 満3歳未満児の保育を実施している幼稚園は全体の67.0%

実施率	園種	率 (%)
	私立	67.6%
	公立	65.8%
	合計	67.0%

母数：幼稚園

年間平均実施日数

私立	46.5日
公立	18.5日
合計	36.6日

母数：満3歳未満児の保育を実施している幼稚園

子ども・子育て関連3法成立までの検討経緯

○平成22年

1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。

○平成24年

3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）

3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出

5月10日 衆議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

5月17日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書（自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者会合）

6月20日 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（議員立法）」
国会提出

6月22日 「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正案（議員修正）国会提出

6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決

7月11日 参議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

7月18日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立

8月22日 子ども・子育て関連3法を公布

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年6月26日 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

(1/1)

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- 4 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

(1/3)

- 5 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 7 市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 10 特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 11 安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 12 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

- 13 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。
- 14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 15 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。
- 16 放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。
- 17 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
- 18 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 19 ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

(3/3)

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)(抄)

(平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党
社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)抜粋

附則

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議

(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

4. 少子化危機突破のための緊急対策

(平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定)(抜粋)

5 制度・財政面での対応

(1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保

○ 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月

(予定)における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源(0.7兆円)を含め1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)(抜粋)

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

(1) 取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保

(略) 子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源(0.7兆円)では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

6. 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日)(抜粋)

施策の具体的内容 1. 重点課題

(1) 子育て支援施策を一層充実させる。

① 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

○ 地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」(待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供)及び「質の向上」(職員の配置や処遇の改善等)を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な1兆円超程度の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。

7. 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日)(抜粋)

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

[2] 結婚・出産・子育て支援等

(略) 「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。「待機児童解消加速化プラン」、「放課後子ども総合プラン」等も確実に推進する。

8. 経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日)(抜粋)

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現

(2) 子ども・子育て支援、子どもの貧困対策等

(略) 「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。

9. 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日)(抜粋)

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(3) 少子化対策、子ども・子育て支援

社会保障における世代間公平の確保を目指し、全世代型社会保障の実現に取り組む。そのため、待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する。

引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。

保育人材を確保するため、保育士の処遇改善に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

10. 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日)(抜粋)

7. 安全で安心な暮らしの実現

(5) 少子化対策、子ども・子育て支援

少子化という我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない国難を克服する。このため、個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、「希望出生率1.8」の実現を目指す。

子育てに対して一人ひとりが温かい手を差し伸べ、共に応援していくという社会的気運を醸成しながら、地域社会において活力・意欲あるシニア層の参画を促進するなど、子育ての支え手の多様化を図るとともに、結婚、妊娠、出産段階からの切れ目のない支援に取り組む。また、男女ともに希望すれば働き続けながら子育てができる多様なライフスタイルが選択可能な環境をつくる。

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

11. 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日)(抜粋)

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援

結婚支援を引き続き推進するとともに、社会全体で子育てを支えるため、通勤時間の短縮やテレワークの推進、地域や家庭における子育ての担い手の多様化などの取組による、総合的な子育て環境の整備を図り、少子化対策を強化する。これにより「希望出生率1.8」の実現を目指す。

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。子ども・子育て支援新制度の見直しに係る検討を進める。「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿整備等を進める。なお、共働き世帯の増加や児童期の多様な学びの必要性の高まりを踏まえ、2019年中に、放課後児童クラブに期待される様々な役割を把握するための実態調査を行う。

※経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)においては、「『経済財政運営と改革の基本方針2019』(令和元年6月21日閣議決定)のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する。」こととされている。

12. 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日)(抜粋)

施策の具体的内容 1. 重点課題

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I-2(1) 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)

(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)

○ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、実施主体である市町村が住民のニーズを把握した上で、地域の実情に応じて子ども・子育て支援の充実を図る。また、その更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

13. 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日)(抜粋)

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

(1) 結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現

賃上げや正規・非正規の格差是正など少子化の背景として指摘される雇用環境の改善に取り組むとともに、社会全体で男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進める。結婚支援、不妊治療への保険適用、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討、産後ケア事業の推進、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の着実な実施、病児保育サービスの推進、地域での子育て相互援助の推進、子育てサービスの多様化の推進・情報の一元的提供、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援、育児休業の取得の促進を含めた改正育児介護休業法の円滑な施行、児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討などに取り組む。子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。今般の感染症下における対応を踏まえ、これまでの各種施策を総点検した上で、KPIを定めつつ包括的な政策パッケージを年内に策定し推進する。

14. 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)(抜粋)

2. 社会課題の解決に向けた取組

(2) 包摂社会の実現

(略)こども政策については、こどもの視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める⁴⁸。その際には、こどもに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

⁴⁸ また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（案）

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

	量的拡充	質の向上
所要額	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など
量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度		

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要

- **一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充**
 - ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
 - ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
 - ・ これにより、事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

【概要】

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設する。

注） 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

注） 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。

- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げる。

※ その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

【施行期日】平成28年4月1日

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の概要

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

概要

1. 事業主拠出金の率の上限の引上げ

- 一般事業主から徴収する拠出金率の上限を0.25%から0.45%に引き上げる。

※ 平成30年度の拠出金率は、0.29%（政令で規定）

2. 事業主拠出金の充当対象の拡大

- 「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充てることを可能とする観点から、事業主拠出金の充当対象に子どものための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加える。

※ 平成30年度は、保育の運営費（0歳～2歳児相当分）のうち、5.75%を事業主拠出金をもって充てる。（政令で規定）

3. 待機児童解消等の取組の支援

- 市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。

※ 1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どものための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

施行期日

平成30年4月1日

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成30年3月29日参議院内閣委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 企業主導型保育事業の推進に当たり、子ども・子育て拠出金の負担が、経営資源に乏しい中小・零細企業の経営を圧迫することのないよう、十分に配慮すること。また、子ども・子育て拠出金の率等の変更に当たっては、事業主団体との協議を尽くすこと。
- 2 保育の質の確保を図る観点から、市町村の待機児童解消等に向けた取組を支援するため都道府県が関係市町村等と組織する協議会においては、保育士の配置基準について、市町村の判断を尊重して議論が行われるよう配慮すること。
- 3 認可外保育施設の安全性を確保するため、都道府県による指導監督が適正に実施されるよう、所要の措置を講じること。特に、企業主導型保育事業に関し、国の委託を受けた公益財団法人児童育成協会が行う指導・監査に当たっては、都道府県との情報共有が適切に行われるよう努めること。
- 4 保育の実施義務を担う市町村が、区域内の企業主導型保育事業の実施状況等を十分に把握し、利用者への情報提供等が可能となるよう配慮すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度における量的拡充及び質の向上に必要とされる一兆円超のうち、消費税財源以外から確保する〇・三兆円超について、早期に安定的な財源を確保するよう最大限努力すること。
- 6 喫緊の課題となっている待機児童の解消に向け、保育士等の保育人材に対する更なる処遇改善策を講じること。なお、処遇改善策を講じるに当たっては、保育所等における人件費の運用実態等について十分な調査、検証を行うこと。

右決議する。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる。

概要

(1) 子ども・子育て支援法の一部改正

① 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。【子ども・子育て支援法第61条第3項関係】

② 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等（保育所等運営費）の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子ども（0～2歳）に係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。【子ども・子育て支援法第66条の3第1項関係】

③ 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。【子ども・子育て支援法附則に条を新設】

(2) 児童手当法の一部改正

特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額※以上の者を支給対象外とすることとする（令和4年10月支給分から適用）。【児童手当法附則第2条関係】

※児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以内の配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定。

※併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正）。

※ 検討規定【改正法附則に規定】

政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

令和4年4月1日（ただし、(1)の③は、令和3年10月1日、(2)は令和4年6月1日）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）の概要

平成27年6月19日成立
平成27年6月26日公布

第5次地方分権一括法

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。
〔19法律を一括改正〕

地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

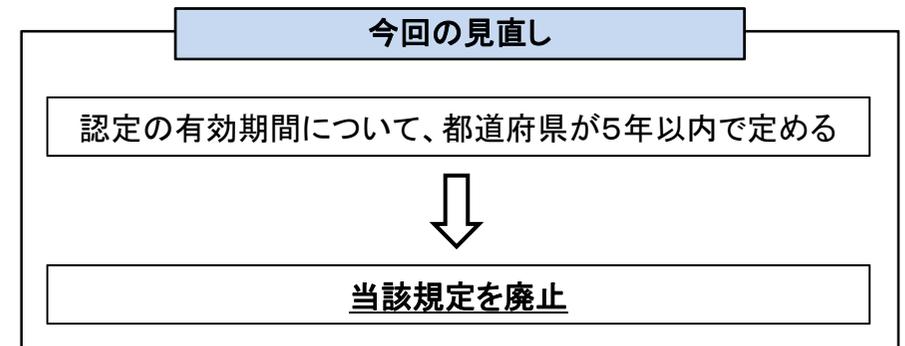
主な改正内容

- I 地方公共団体への事務・権限の委譲等
- II 義務付け・枠付の見直し等

改正内容（抜粋）

保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

子ども・子育て支援新制度では、将来の保育需要を見越した受け皿整備の環境が整うこと等から、保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の規定を廃止することにより、有効期間経過後の事業の見直しに対する経営主体の不安を解消し、認定こども園の活用を通じた保育体制の充実を促進する。



【改正規定】

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第5条
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第9条

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日 = 6月26日
- ② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → 平成28年4月1日 等

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）の概要

平成29年4月19日成立
平成29年4月26日公布

平成29年4月19日成立
平成29年4月26日公布

第7次地方分権一括法

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容(抜粋)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園)の認定等の事務・権限を、指定都市へ移譲することにより、指定都市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、指定都市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する。

(施行日:H30.4.1)

権限	都道府県	指定都市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型以外の認定こども園の認定等	○	→

認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限を認定等の権限を有する市へ移譲(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理、報告の徴収等の権限を、認定等の権限を有する市へ移譲することにより、認定こども園の運営状況を一体的に把握した上で効果的な指導・監督の実施に資する。

(施行日:H30.4.1)

権限	改正前	改正後
認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理等	都道府県	認定等の権限を有する市

※幼保連携型認定こども園は指定都市・中核市に移譲済み
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は①により指定都市に移譲予定

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）の概要 関係部分

平成30年6月19日成立
平成30年6月27日公布

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園）の認定等の事務・権限を、都道府県から中核市へ移譲することにより、中核市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、中核市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する。

※指定都市へは、第7次地方分権一括法により移譲済み（施行日：H31.4.1）

権限	都道府県	中核市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型以外の認定こども園の認定等	○ →	→

幼保連携型認定こども園に係る居室の床面積の基準について、保育所と同様に一部地域において「従うべき基準」から「標準」に緩和（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園の居室の床面積基準について、現在、保育所に対して適用されている「従うべき基準」から「標準」への緩和と同様の特例措置を設けることにより、大都市圏を中心とした一部地域（ ）において独自の基準設定が可能となり、待機児童の解消に資する。

保育所の特例措置は待機児童数や住宅地の公示価格を要件として指定

（施行日：公布の日から3月を経過した日→平成30年9月27日）

保育所は、大都市圏を中心とした一部地域で、「標準」として独自の基準設定が可能



幼保連携型認定こども園においても、保育所と同様に独自の基準設定が可能に

特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を事後届出に見直し（子ども・子育て支援法）

特定教育・保育施設（※）の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を廃止し、事後届出とすることにより、市町村における迅速な利用定員の設定・変更及び都道府県の事務負担の軽減に資する。

※特定教育・保育施設：施設型給付費の支給対象となる認定こども園、幼稚園、保育所

（施行日：公布の日から3月を経過した日→平成30年9月27日）

市町村長から都道府県知事への協議が必要



事後届出に見直し

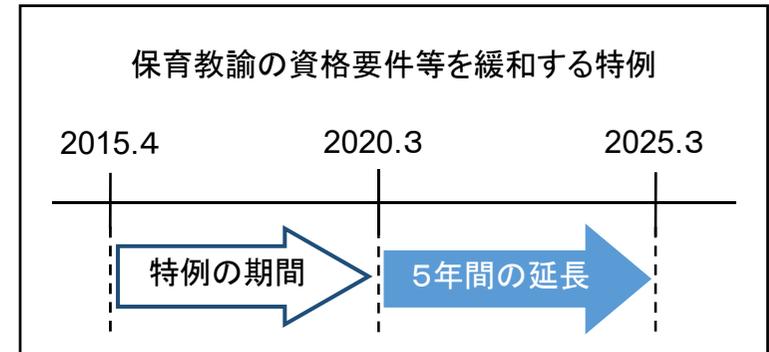
第9次地方分権一括法

「提案募集方式（地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容(抜粋)

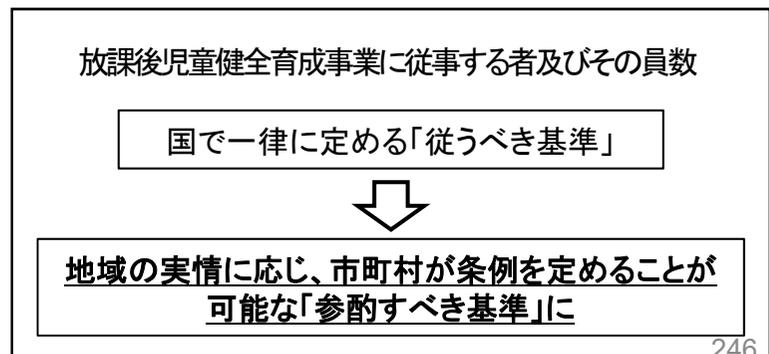
幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、2019年度末まで設けられている保育教諭となることができる者の要件に係る特例¹を5年間（2024年度末まで）延長する。
 - 1 保育士と幼稚園教諭免許の両方の資格を持つことが保育教諭となる要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる
- ・ 保育士登録を受けた者について、2019年度末まで設けられている幼稚園教諭免許状の授与要件に係る特例²を5年間（2024年度末まで）延長する。
 - 2 幼稚園教諭による保育士資格の取得の特例については、厚生労働省告示において措置
- ・ これにより、施設における必要な人材確保、施設運営の安定化に資する。
（施行日：2020.4.1）



放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し（児童福祉法）

- ・ 「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準」について、厚生労働省令で定める基準を参酌しつつ、市町村が条例で定めることができるようにする。
- ・ これにより、事業の質を担保した上で、地域の実情に応じた運営が可能となる。
（施行日：2020.4.1）



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次地方分権一括法）の概要

令和2年6月3日成立
令和2年6月10日公布

第10次地方分権一括法

「提案募集方式（ 地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容(抜粋)

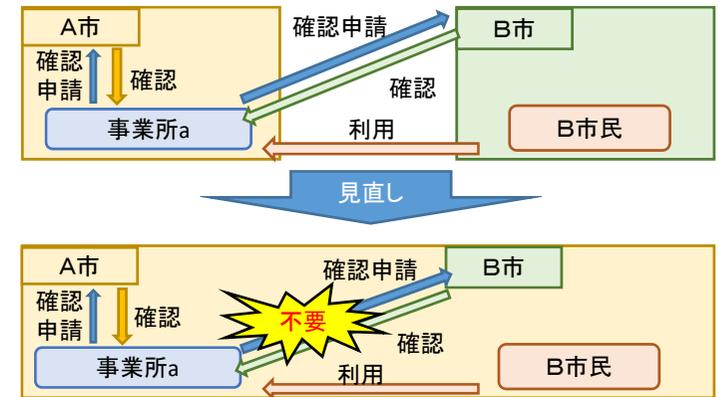
地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し(子ども・子育て支援法)

- 定員20名未満かつ2歳児までの受入れを基本とする地域型保育事業を広域利用する場合の事業所所在市町村以外の市町村(B市)の長による「確認」を不要とする。

地域型保育給付費等の支給に当たっては、市町村の長が給付の支給に係る事業を行う者を事業所ごとに「確認」することとされている。

- これにより、事業者にとっては事業所所在市町村(A市)の長からのみ「確認」を受けることで足りることとなり、事務負担の軽減に資する。

施行日:公布の日から起算して三月を経過した日



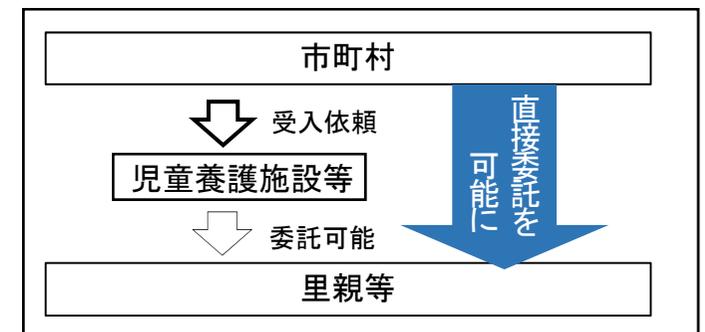
子育て短期支援事業において児童を里親等に直接委託して実施することを可能に(児童福祉法)

- 子育て短期支援事業※において、市町村が児童養護施設等を介さずに児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようにする。

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

- これにより、近隣に児童養護施設等が存在しない場合においても、地域の 実情に応じた子育て短期支援事業の安定的な実施が可能となる。

施行日:令和3年4月1日



国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

- 施行期日 ① 公布の日から3ヶ月内において政令で定める日 → 平成27年9月1日
② その他 一部改正規定 → 公布の日(平成27年7月15日) 等

改正内容（抜粋） 地域限定保育士の創設

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与。

〈現状〉 ○ 保育士試験は、毎年1回、都道府県が行っている。



- 〈改正〉 ○ 国家戦略特区の区域を含む都道府県が行う2回目の試験の合格者には、3年間当該特区区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与する。
○ 当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。

認定こども園における地域限定保育士の取扱いについて

- ・ 保育教諭となるための要件である「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。
【国家戦略特区法第12条の4】
- ・ 園長、副園長又は教頭となるための要件の1つである「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。
【認可園基準第5条・認可法施行規則第12条】
- ・ 満3歳未満の子どもの保育に従事する者に「地域限定保育士」を含める。
【施設運営基準告示第3】

令和3年度における保育士試験の年2回実施について

概要

保育士確保を図るため、平成27年1月に策定した保育士確保プランに基づき、平成27年9月に施行した改正後の国家戦略特別区域法において創設された地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験についても、平成28年度から実施。

実施時期

- ・通常試験（1回目）
筆記試験：令和3年4月17日（土）・18日（日）
実技試験：令和3年7月4日（日）
- ・地域限定保育士試験及び通常試験（2回目）
筆記試験：令和3年10月23日（土）・24日（日）
実技試験：令和3年12月12日（日）

実施自治体（2回目試験）

- ・通常試験
47都道府県
- ・地域限定保育士試験
神奈川県（2回目の試験とは別日に3回目の試験を実施）
大阪府（2回目の試験と同日に3回目の試験を実施）

受験手数料

12,700円（手数料払込票の郵送料等が別途必要）

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

施行期日

公布の日から3ヶ月内において政令で定める日 → 平成29年9月22日

※一部の規定は公布日施行

改正内容（抜粋）

小規模認可保育所における対象年齢の拡大

待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみの保育等を行うことを可能とする。

現状

「小規模保育事業」は0～2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則0～2歳に限定し、市町村が認めた場合には、3歳～5歳を保育できることとしている。

特に都市部では、3歳以上にも待機児童が発生し、小規模保育の卒園後の受け皿が十分に足りていない状況。

改正

待機児童の多い国家戦略特区内において、対象年齢の原則を撤廃し、0～5歳や3～5歳を対象とする小規模保育事業を認める。

多様な主体による地域限定保育士試験の実施

地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。

現状

大部分の都道府県で年2回の保育士試験が指定試験機関に委託して実施されている。

指定試験機関となる法人は、一般社団法人又は一般財団法人に限定しており、現在は全ての都道府県が単一の一般社団法人を指定しているが、試験の実施回数を増やすことには限界がある。

改正

地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とする。

構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園における 給食の外部搬入方式の容認事業の創設について

平成27年9月4日公布・施行

現状

- ◇ 幼保連携型認定こども園における満3歳未満の園児に対する給食については、施設外で調理し、搬入する方法は認められていない。(認定こども園基準第13条)
- ◇ ただし、構造改革特区内に存在し、満3歳未満の園児に対する給食の外部搬入事業が認められている公立保育所が、幼保連携型認定こども園に移行する場合で一定の要件を満たす場合に限り、3歳児未満の園児に対する給食についても、施設外で調理し、搬入する方法が認められている。(認定こども園基準附則第5条)

改正内容

- ◇ 構造改革特区内の公立幼保連携型認定こども園について、一定の要件を満たしていると総理大臣の認定を受けたときは、満3歳未満の園児に対する給食については、施設外で調理し、搬入する方法によることができることとする。
- ◇ この場合、調理室を備えないことができるが、必要な調理機能を有する設備を備えなければならない。
(内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令)

認定のための要件（概要）

1. 満3歳児未満の園児に対する食事の提供の責任が、当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託社との契約内容が確保されていること。
2. 当該認定こども園または他の施設、保育所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭等による必要な配慮が行われること。
3. 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
4. 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー・アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
5. 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

子ども・子育て支援新制度における 「量的拡充」と「質の向上」について

子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上（所要額）

【凡例】

「附帯決議」：子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議（平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）に記載されているもの

「基準」：第10回子ども・子育て会議等において取りまとめられた基準に係るもの

「平成26年度予算」：平成26年度予算に計上されたもの

1. 量的拡充

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
量的拡充	別紙(P250)参照	4,068億円程度(公費分)	

○:項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□:項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 内容欄の「」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

2. 質の向上（給付等関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
3歳児を中心とした職員配置の改善	○ 3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1)	700億円程度	・附帯決議
	1歳児の職員配置を改善(6:1 5:1)	670億円程度	
	4・5歳児の職員配置を改善(30:1 25:1)	591億円程度	
研修の充実	□ 保育教諭・保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置 まずは年間2日 年間5日	94億円程度 (38億円程度)	・研修の努力義務あり
休日保育の充実	□ 担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消 担当保育士の人件費の見直し	32億円程度 (28億円程度)	・休日保育の給付化に伴う措置

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	<input type="checkbox"/> 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+5%) 職員給与の改善 まずは+3% +5%	952億円程度 (571億円程度)	・附帯決議 ・平成26年度予算 (保育士等処遇改善臨時特例事業 367億円 : +2.85%相当)
保育認定の2区分に応じた対応	<input type="checkbox"/> 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 (延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など) まずは非常勤保育士 1人(3時間分)	337億円程度～ (337億円程度)	
	<input type="radio"/> 保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(1.7%)と仮置きした場合の所要額	26億円程度	・加配する非常勤保育士1人(3時間分)のコストの違いを反映
小規模保育の体制強化	<input type="radio"/> 小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置	134億円程度	・附帯決議 ・基準 ・平成26年度予算 (小規模保育の先行実施 226億円 *認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)
	<input type="radio"/> 地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定	8億円程度	
	<input type="radio"/> 地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度	・附帯決議
地域の子育て支援・療育支援	<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) 幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施(以下同じ) 全ての施設で専任化(以下同じ)	307億円程度 (43億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
	<input type="checkbox"/> 地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置) 活動費を見直し	59億円程度 (18億円程度)	

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
地域の子育て支援・療育支援 (続き)	<p>障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配)</p> <p>補助者の人件費を見直し</p>	231億円程度 (89億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
小学校との接続の改善	<p>公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合)</p> <p>まずは事務経費のみ 人件費を含む</p>	86億円程度 (14億円程度)	
減価償却費、賃借料等への対応	<p>施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ</p>	58億円程度	・施設整備補助金見合い
事務負担への対応	<p>直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(開所日数分(幼稚園:週5日、認定こども園:週6日))</p> <p>幼稚園・認定こども園:まずは週2日 幼稚園:週5日、認定こども園:週6日</p>	194億円程度 (45億円程度)	
施設長、栄養士、その他の職員の配置	<p>保育所について、施設長の配置を義務化</p>	135億円程度	
	<p>栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置(栄養士(非常勤)に係る費用)</p> <p>まずは嘱託費用 栄養士(非常勤)に係る費用</p>	73億円程度 (22億円程度)	
	<p>半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置</p>	154億円程度	・平成26年度予算 (保育所に保育支援者を配置 72億円)

項目	内容	平成25年度 29年度所 要額	備考
第三者評価等の推進	<input type="checkbox"/> 第三者評価等の受審費用の支援(3年()に1度の受審) 児童養護施設等(3年に1度の受審を義務付けている)と同様 まずは5年に1度(半額補助) 3年に1度(全額補助)	42億円程度 (12億円程度)	
低所得者世帯の負担軽減拡充	低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	所要額や対象者の範囲等については、今後検討	
保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等	<input type="checkbox"/> 質の向上で保育単価が引き上げられることに伴い、保育単価限度で保育料を徴収されている階層からの徴収額が増加することによる影響額等 質の向上により引き上がる保育単価の減	226億円程度 (197億円程度)	

3. 質の向上（地域子ども・子育て支援事業関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
延長保育の充実	延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度	
放課後児童クラブ事業の充実	<input type="checkbox"/> 「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援 常勤1名を配置するための追加費用	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算 (18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援 154億円)
	<input type="checkbox"/> 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度	
	大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度	
	<input type="checkbox"/> 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度	・基準
	常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度	
一時預かり事業の充実	保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度	
	<input type="checkbox"/> 幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	37億円程度	
病児保育の充実	<input type="checkbox"/> 基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) <input type="checkbox"/> 利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	117億円程度	
	<input type="checkbox"/> 看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) <input type="checkbox"/> 現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度	

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の充実	提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度	
利用者支援事業	<input type="checkbox"/> 教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2中学校区に1箇所) まずは3中学校区に1箇所程度 2中学校区に1箇所	342億円程度 (192億円程度)	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算(利用者支援事業 162億円)
実費徴収に伴う補足給付事業	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の全額の補助 まずは生活保護世帯に対する半額の補助 市町村民税非課税世帯に対する全額の補助	103億円程度 (3億円程度)	・市町村事業(法定)
多様な主体の参入促進事業	<input type="checkbox"/> 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置	5億円程度	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算(新規施設への巡回支援等を行うための職員配置 13億円)
	<input type="checkbox"/> 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度	
研修の充実	地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	19億円程度	

4. 質の向上（社会的養護関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1 4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) 平成27年度から15年かけて全施設で実施 平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) 増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、 地域小規模児童養護施設等のか所数の増 33 億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) 職員給与の改善 まずは+3% +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

5. 合計

量的拡充 4,068億円程度(公費分)

質の向上 0.6兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 3,003億円程度)

合計 1兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 7,071億円程度)

(参考) 推計の諸前提

- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。
(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計) 出生中位推計)
- 平成29年度における所要額を積算
(平成29年度とする理由)
 - ・ 税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化
- 希望する幼稚園が新制度への移行を円滑に行うことができるよう、平成29年度に90%が新制度に移行するものと仮置き。(新制度の給付や私学助成等の各年度の予算は、幼稚園の意向調査に基づき設定)

(別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(1)教育・保育 ①1号認定(認定こども園、幼稚園)	78億円
②2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	2,940億円
(2)地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業	277億円(事業主拠出込み) 217億円(公費のみ)
②放課後児童クラブ	235億円(事業主拠出込み) 157億円(公費のみ)
③子育て短期支援事業	4億円
④乳児家庭全戸訪問事業	13億円
⑤養育支援訪問事業	12億円
⑥要保護児童等に対する支援に資する事業	18億円
⑦地域子育て支援拠点事業	127億円
⑧一時預かり事業 ＜一般型・余裕活用型・訪問型等＞	217億円
＜幼稚園型(在籍園児分のみ)＞	124億円
⑨病児保育事業	25億円(事業主拠出込み) 16億円(公費のみ)
⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	24億円
(3)社会的養護関係	121億円

※一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したもの。

子ども・子育て本部(平成27年4月～)を中心とした体制について

内閣府子ども・子育て本部

内閣府特命担当大臣
【必置、子ども・子育て本部長】

【主な業務】

- 子ども・子育て支援のための基本的な政策・少子化の進展への対処に係る
企画立案・総合調整
- 少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進
 - ・地域少子化対策重点推進交付金 等
- 子ども・子育て支援法に基づく事務
 - ・子ども・子育て支援給付(認定こども園、保育所、幼稚園への共通の施設型給付、地域型保育給付、施設等利用給付、児童手当)
 - ・企業主導型保育事業
 - ・地域子ども・子育て支援事業に係る交付金 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管)
 - ・認定こども園制度に係る一元的窓口
 - ・幼保連携型認定こども園への指導・監督 等

総合調整

総合調整

児童福祉法体系との連携

学校教育法体系との連携

厚生労働省

【主な業務】

- 児童福祉法に基づく事務
 - ・保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に係る基準、指導監督
 - ・保育士に関する事項 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

文部科学省

【主な業務】

- 学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく事務
 - ・幼稚園に係る基準、指導監督
 - ・幼稚園教諭に関する事項
 - ・私学助成に係る事務(施設型給付を受けない私立幼稚園に対する補助 等) 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークについて

メインコピーの「すくすくジャパン！」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育てほしい、ママやパパにも親としてすくすく育てほしい、という思いが込められています。また、サブコピーとなる「みんなが、子育てしやすい国へ。」には、行政をはじめ社会全体で、誰もが安心して子育てができ「子どもの最善の利益」が実現される国にしていこう、というメッセージが込められています。

ビジュアルは、元気に演奏する個性あふれる子どもたち（乳児・幼児・小学生）の姿により、新制度への共感や、親しみを感じていただけるものとししました。メインコピーのロゴとイラストを描いてくださったのは、絵本作家として活躍されているのぶみさん。新制度の意義にご賛同いただき、ご協力いただきました。



「子ども・子育て支援新制度」に関する情報は内閣府のホームページへ

- <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索

- 内閣府子ども・子育て本部では Facebook、Twitter でも情報発信しています！

Facebook: <https://www.facebook.com/sukusuku.japan>

twitter: https://twitter.com/sukusuku_japan

- ホームページでは、例えばこんな資料を掲載しています。

- 制度の概要
- 「子ども・子育て支援新制度」なるほどBOOK
- 子ども・子育て会議の資料・議事録・動画
- 事業者向けFAQ
- 自治体向け情報(説明会資料、自治体向けFAQなど)
- フォーラム、シンポジウムなどのイベント情報
- 地方版「子ども・子育て会議」の取組事例に関する報告書



など



すくすくジャパン!

